

平成 2 6 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3月6日（木曜日）午前10時00分 開 会  
午後 4時00分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成 2 6 年度市政執行方針演説  
（市長・教育長）
- 日程第 6 議案第 2 4 4 号 赤平市議会の議  
決すべき事件に関する条例の制定  
について
- 日程第 7 議案第 2 4 5 号 赤平市議会議員  
の議員報酬及び費用弁償等に関す  
る条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 2 4 6 号 赤平市特別職の  
職員で非常勤のもの報酬及び費  
用弁償に関する条例の一部改正に  
ついて
- 日程第 9 議案第 2 4 7 号 赤平市特別職の  
給与に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 1 0 議案第 2 4 8 号 赤平市教育委員  
会教育長の給与及び勤務時間等  
に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 2 4 9 号 赤平市職員の給  
与に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 1 2 議案第 2 5 0 号 赤平市市税等の  
特定滞納者等に対する特別措置に  
関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 2 5 1 号 赤平市社会教育  
委員設置条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 2 5 2 号 赤平市青少年問  
題協議会条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 2 5 3 号 赤平市リフレッ  
シュセンター設置条例を廃止する  
条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 4 号 赤平市中小企業  
振興資金融資条例の全部改正につ  
いて
- 日程第 1 7 議案第 2 5 5 号 赤平市農産物加  
工実習センター条例の制定につ  
いて
- 日程第 1 8 議案第 2 5 6 号 消防広域化に伴  
う関係条例の整理に関する条例の  
制定について
- 日程第 1 9 議案第 2 5 7 号 中空知広域市町  
村圏組合理約の変更について
- 日程第 2 0 議案第 2 5 8 号 北海道市町村職  
員退職手当組合理約の変更につ  
いて
- 日程第 2 1 議案第 2 5 9 号 平成 2 5 年度赤  
平市一般会計補正予算
- 日程第 2 2 議案第 2 6 0 号 平成 2 5 年度赤  
平市国民健康保険特別会計補正予  
算
- 日程第 2 3 議案第 2 6 1 号 平成 2 5 年度赤  
平市後期高齢者医療特別会計補正  
予算
- 日程第 2 4 議案第 2 6 2 号 平成 2 5 年度赤  
平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 2 5 議案第 2 6 3 号 平成 2 5 年度赤  
平市霊園特別会計補正予算

日程第 2 6 議案第 2 6 4 号 平成 2 5 年度赤  
 平市介護サービス事業特別会計補  
 正予算  
 日程第 2 7 議案第 2 6 5 号 平成 2 5 年度赤  
 平市介護保険特別会計補正予算  
 日程第 2 8 議案第 2 6 6 号 平成 2 5 年度赤  
 平市水道事業会計補正予算  
 日程第 2 9 議案第 2 6 7 号 平成 2 5 年度赤  
 平市病院事業会計補正予算  
 日程第 3 0 議案第 2 6 8 号 平成 2 6 年度赤  
 平市一般会計予算  
 日程第 3 1 議案第 2 6 9 号 平成 2 6 年度赤  
 平市国民健康保険特別会計予算  
 日程第 3 2 議案第 2 7 0 号 平成 2 6 年度赤  
 平市後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第 3 3 議案第 2 7 1 号 平成 2 6 年度赤  
 平市土地造成事業特別会計予算  
 日程第 3 4 議案第 2 7 2 号 平成 2 6 年度赤  
 平市下水道事業特別会計予算  
 日程第 3 5 議案第 2 7 3 号 平成 2 6 年度赤  
 平市霊園特別会計予算  
 日程第 3 6 議案第 2 7 4 号 平成 2 6 年度赤  
 平市用地取得特別会計予算  
 日程第 3 7 議案第 2 7 5 号 平成 2 6 年度赤  
 平市介護サービス事業特別会計予  
 算  
 日程第 3 8 議案第 2 7 6 号 平成 2 6 年度赤  
 平市介護保険特別会計予算  
 日程第 3 9 議案第 2 7 7 号 平成 2 6 年度赤  
 平市水道事業会計予算  
 日程第 4 0 議案第 2 7 8 号 平成 2 6 年度赤  
 平市病院事業会計予算  
 日程第 4 1 報告第 3 9 号 専決処分の報告  
 について  
 日程第 4 2 報告第 4 0 号 専決処分の報告  
 について  
 日程第 4 3 報告第 4 1 号 平成 2 5 年度定  
 期監査及び財政的援助団体監査報

告について

#### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期決定の件  
 日程第 3 諸般の報告  
 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）  
 日程第 5 平成 2 6 年度市政執行方針演説  
 （市長・教育長）  
 日程第 6 議案第 2 4 4 号 赤平市議会の議  
 決すべき事件に関する条例の制定  
 について  
 日程第 7 議案第 2 4 5 号 赤平市議会議員  
 の議員報酬及び費用弁償等に関す  
 る条例の一部改正について  
 日程第 8 議案第 2 4 6 号 赤平市特別職の  
 職員で非常勤のものの報酬及び費  
 用弁償に関する条例の一部改正に  
 ついて  
 日程第 9 議案第 2 4 7 号 赤平市特別職の  
 給与に関する条例の一部改正につ  
 いて  
 日程第 1 0 議案第 2 4 8 号 赤平市教育委員  
 会教育長の給与及び勤務時間等に  
 関する条例の一部改正について  
 日程第 1 1 議案第 2 4 9 号 赤平市職員の給  
 与に関する条例の一部改正につい  
 て  
 日程第 1 2 議案第 2 5 0 号 赤平市市税等の  
 特定滞納者等に対する特別措置に  
 関する条例の一部改正について  
 日程第 1 3 議案第 2 5 1 号 赤平市社会教育  
 委員設置条例の一部改正について  
 日程第 1 4 議案第 2 5 2 号 赤平市青少年問  
 題協議会条例の一部改正について  
 日程第 1 5 議案第 2 5 3 号 赤平市リフレッ  
 シュセンター設置条例を廃止する  
 条例の制定について

日程第16	議案第254号 赤平市中小企業振興資金融資条例の全部改正について	平市国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第255号 赤平市農産物加工実習センター条例の制定について	日程第32 議案第270号 平成26年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
日程第18	議案第256号 消防広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	日程第33 議案第271号 平成26年度赤平市土地造成事業特別会計予算
日程第19	議案第257号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について	日程第34 議案第272号 平成26年度赤平市下水道事業特別会計予算
日程第20	議案第258号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	日程第35 議案第273号 平成26年度赤平市霊園特別会計予算
日程第21	議案第259号 平成25年度赤平市一般会計補正予算	日程第36 議案第274号 平成26年度赤平市用地取得特別会計予算
日程第22	議案第260号 平成25年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算	日程第37 議案第275号 平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
日程第23	議案第261号 平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算	日程第38 議案第276号 平成26年度赤平市介護保険特別会計予算
日程第24	議案第262号 平成25年度赤平市下水道事業特別会計補正予算	日程第39 議案第277号 平成26年度赤平市水道事業会計予算
日程第25	議案第263号 平成25年度赤平市霊園特別会計補正予算	日程第40 議案第278号 平成26年度赤平市病院事業会計予算
日程第26	議案第264号 平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算	日程第41 報告第39号 専決処分の報告について
日程第27	議案第265号 平成25年度赤平市介護保険特別会計補正予算	日程第42 報告第40号 専決処分の報告について
日程第28	議案第266号 平成25年度赤平市水道事業会計補正予算	日程第43 報告第41号 平成25年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について
日程第29	議案第267号 平成25年度赤平市病院事業会計補正予算	
日程第30	議案第268号 平成26年度赤平市一般会計予算	
日程第31	議案第269号 平成26年度赤	

○出席議員

9名
1番 向井義擴君
2番 太田常美君
3番 植村真美君
4番 竹村恵一君
5番 若山武信君
6番 五十嵐美知君
7番 菊島好孝君
8番 北市勲君
9番 獅畑輝明君

○欠席議員 0名

○欠 員 1名

10番

○説 明 員

市 長	高 尾 弘 明 君
教育委員会委員長	山 田 和 裕 君
監 査 委 員	小 椋 克 己 君
選挙管理委員会 委 員 長	壽 崎 光 吉 君
農業委員会会長	野 村 繁 君
副 市 長	浅 水 忠 男 君
総 務 課 長	町 田 秀 一 君
企 画 財 政 課 長	伊 藤 寿 雄 君
税 務 課 長	下 村 信 磁 君
市民生活課長	片 山 敬 康 君
社会福祉課長	永 川 郁 郎 君
介護健康推進課長	齐 藤 幸 英 君
商工労政観光課長	伊 藤 嘉 悦 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上 下 水 道 課 長	横 岡 孝 一 君
消 防 長	浅 井 毅 彦 君
市立赤平総合病院 事 務 長	實 吉 俊 介 君
教 育 委 員 会	教 育 長 多 田 豊 君
”	学 校 教 育 課 長 相 原 弘 幸 君
”	社 会 教 育 課 長 吉 村 春 義 君
監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	井 波 雅 彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	栗 山 滋 之 君
” 総 務 議 事 担 当 主 幹	野 呂 律 子 君
” 総 務 議 事 係 長	伊 藤 彰 浩 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(若山武信君) これより、平成26年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(若山武信君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番向井議員、9番獅畑議員を指名いたします。

○議長(若山武信君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から20日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(若山武信君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から20日までの15日間と決定いたしました。

○議長(若山武信君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は37件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成25年第4回定例会以降平成26年3月5日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(若山武信君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は、2月以降は比較的落ちついた状況が続いているものの、12月から1月にかけて記録的な大雪となった一昨年と同様な降雪状況にあり、また1月以降は低温が続いたことから融雪が進まず、積雪は平年より大変多い状況となっております。2月末日現在の本市の降雪量は、10.5メートルと昨年より2.8メートル多く、積雪深は92センチメートルと比較的積雪の多かった昨年より12センチメートル多い状況となっております。このため除雪の出動回数も19回と平年より多く、また積雪が多いことから排雪作業にも時間を要している状況にありますが、予算対応も含め今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を与えぬよう効果的な除排雪作業に努めてまいります。

次に、冬季生活支援費交付事業について申し上げます。昨今の円安の影響等による原油やその他輸入品の価格高騰を踏まえ、暖房費等の経費が増加する冬期間の家計への緊急支援策として、市民税非課税世帯の高齢者、障害者、ひとり親の各世帯に対し、まごころ商品券5,000円を交付いたしました。2月末日での交付済み世帯は1,223世帯となっており、交付を受けた世帯におきましては有効に活用いただき、市内商店等にも波及効果が出ることを期待しているところであります。

次に、北翔大学との連携協定について申し上げます。赤平市の地域社会の持続的発展と北翔大学の地域貢献の実現を目的として、2月6日、北翔大学において包括連携協定を締結いたしました。この包括

連携協定は、地域の活性化や地域福祉の向上並びに健康づくりと生きがい対策等を大学と連携し、地域の課題解決をするものであります。これまで北翔大学とは高齢者の介護予防などの運動教室を中心に連携しておりましたが、今後は本協定をもとにさまざまな事業を展開していきたいと考えております。平成26年度より子供体力測定会にあわせて運動教室の実施や学生が企画、運営する市民ウォーキングを開催するなど、市民と学生が触れ合う事業も予定しております。

次に、まちづくり講演会の開催について申し上げます。市民のまちづくりへの参加意識やまちづくりに必要な基礎知識を高めることを目的として、2月25日、交流センターみらいにおいてまちづくり講演会を開催し、80名の参加をいただいたところであります。講師には青森県大間町でご活躍のまちおこしゲリラ集団あおぞら組、島組長、古川デザイナーのお二人にお越しをいただきました。お二人はUターン組で、青森に戻り、地元の大切さや豊かさに気づき、今日までみずからが実践し、まちづくり活動を行っております。大間町は、ご存じのとおり、本州最北端の町、何よりもマグロが有名であります。そんな豊富な資源がありながら、なかなかまちづくりが進まなかったお話を聞かせていただき、楽しむ心を忘れずまちづくりを進めていくことが大事と参加者の皆様にお話をいただきました。当日は、当市にありますまちづくり団体の皆様にもご参加をいただき、今後のまちづくりの推進に向けた一つのきっかけになればと期待を寄せるところであります。

次に、赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金について申し上げます。平成20年6月に赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金条例を制定し、当市の出身者を初め大変多くの皆様からご寄附をいただいているところであります。本年度においても広報あかびらや市ホームページ、東京赤平会総会などを通じて引き続きPRを行ってまいりましたが、財政再生団体入りが危惧された平成20年度の寄附金総額には及ばないものの、2月末現在で市内6件、道内8件、道外14

件、計28件の方々から総額569万8,000円のご寄附をいただいたところであります。赤平を思い、赤平を心から応援していただいている気持ちをしっかりと受けとめ、今後もこうした貴重なご寄附をまちの発展のため有効に活用させていただきます。

次に、交通安全について申し上げます。昨年の交通安全運動は、4月の春の全国交通安全運動に始まり、4期40日間にわたり実施したところであります。北海道における平成25年の交通事故発生件数は1万3,722件、負傷者数1万6,247人といずれも前年より減少し、交通事故死者数は184人となり、11年連続で全国ワーストワンを回避し、前年と比較すると16人減少となり、62年ぶりに200人を割り込んだ23年と比較しても6人の減少となったところであります。本市における平成25年度の交通事故件数は14件で、前年より8件の減、負傷者数は17人で、前年より5人減少しましたが、残念ながら1名のとうとい命が失われました。このことから、改めて子供や高齢者の事故ゼロ、交通死亡事故抑止及び飲酒運転の撲滅に重点を置き、交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全運動を推進しているところであります。今後も交通安全団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、火災予防歳末特別警戒について申し上げます。歳末の繁忙期を迎え、各家庭などでは火器を使用する機会が増え、火災発生の危険性が増すことから、火災予防体制の強化と火災の未然防止を図ることを目的に、昨年12月25日から31日まで火災予防歳末特別警戒を実施したところであります。期間中消防団においては、12月26日から30日までの5日間、延べ120名の消防団員を動員し、夜間警戒パトロールを実施したほか、女性消防団員により防火広報、チラシ等を配布するなど、市民に対し火災予防啓発を行ったところであります。

次に、消防出初め式について申し上げます。1月

12日、新春恒例の赤平市消防出初め式を赤平市総合体育館にて行い、消防職、団員、合わせて120名余りの参加のもと、市内外から多くの来賓を迎え、挙行し、無火災と地域住民の安全及び消防関係者の地域防災リーダーとしての自覚を新たにし、防火、防災への決意と士気高揚を図ったところであります。また、長年にわたり消防団活動にご尽力された消防団員に対しまして北海道知事並びに消防関係団体より表彰状等の伝達が行われ、その功績がたたえられたところであります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（若山武信君）** 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

**○教育長（多田豊君）**〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。まず、小中学校適正配置計画に伴う学校統合についてであります。小学校3校の統合については、既に合同閉校式も終了し、新年度のスタートに向けて順調に準備を進めております。スクールバス運行については、保護者説明会を開催し、停車箇所等の確認が行われたところであり、同時に茂尻小学校入学説明会においても新入学以外の関係する保護者の出席についてお願いをし、意見を伺っております。今後は、それをもとに利用に当たっての決まりの作成と周知を行い、安全な通学に注意を払ってまいります。2月24日には3回目となる3校児童による交流学習会が茂尻小学校で行われ、学年ごとに設定した科目に3校の児童が合同で授業を受けたところです。交流学習終了後は、4月からの登下校を想定し、実際にスクールバスの下校を体験しました。住友赤平小、平岸小、両校教諭による見守りの中、児童それぞれが自分のバス停の確認を行いながら、無事帰宅することができました。また、使用校舎である茂尻小学

校校舎の改修工事については、7月から行っておりますが、予定どおり完了したところであります。なお、小中学校適正配置計画の前期での残る中学校統合については、1月、2月の2度にわたりPTA役員との意見交換を行い、配置計画の基本に基づき統合準備について進めていくことを確認したところです。

次に、平成26年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制であります。小学校につきましては児童数が391名となり、平成25年度と比較して23名の減となる見込みです。学級編制につきましては、普通学級では全体で18学級となり、平成25年度と比較しますと統合で学校数が減少したことから10学級の減となる見込みであります。中学校につきましては、生徒数が252名となり、平成25年度と比較して3名の増となる見込みです。学級編制では、平成25年度と同数の9学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校では3校で児童数は17名の見込みであり、平成25年度と比較して同数で、学級編制では9学級となり、昨年度比で3学級の減となる見込みであります。中学校の特別支援学級につきましては、2校で生徒数は9名の見込みであり、平成25年度と比較しますと生徒数は2名の増、学級編制でも1学級の増であり、5学級となる見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。新規の入園希望者と合わせて3歳児15名、4歳児38名、5歳児27名の計80名となる見込みです。昨年度と比較しますと3歳児で11名の減、4歳児で16名の増、5歳児で6名の減となり、合わせて1名の減となる見込みであります。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。昨年に続き、道教委を通じて調査が行われましたが、本市の小中学校での体罰と認められる事例はありませんでした。言うまでもなく体罰については学校教育法により禁止されているところですので、市教委としては調査結果のいかんにかかわらず、今後もその防止に万全を期すよう注意を喚起してまいりま

す。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。赤平高校は募集停止となりましたが、進路については従前同様に中学校を通じてきめ細かな進路指導を行ったところであり、卒業生85名のうち83名については主に近隣市の高校へ志願手続を完了したところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月12日に交流センターみらいで行われました平成26年赤平市新成人を祝う会ですが、該当事者90名のうち68名の新成人が出席し、本年も静粛なうちに式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第35回青少年健全育成百人一首大会が1月18日、ふれあいホールで行われ、小中学生8チーム26名の子供たちが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、それぞれの優勝、準優勝をした4チームが2月1日、芦別市で行われた第17回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に参加したところであります。

次に、小学生男女別による第44回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が1月25日に総合体育館において行われました。男女12チーム103名の子供たちが対戦し、元気いっぱいプレーをしておりました。

次に、平成25年度赤平市青少年善行表彰についてであります。毎年赤平市青少年問題協議会において、各団体より推薦をいただいた団体、個人に対し表彰することとしておりますが、25年度の表彰は2月7日にとり行い、個人3名を表彰いたしました。

次に、東公民館関係でございます。市内の小中学生を対象とした第10回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月8日、東公民館で行われ、前回は45点上回る324点の応募作品があり、最優秀賞ほか各賞の表彰を行いました。

次に、社会体育関係について申し上げます。昨年10月末から着手しておりました総合体育館施設整備工事でアリーナ、サブアリーナ照明の省エネ器具取りかえ、防球ネット改修、シャワー設備設置工事に

つきましては、1月末に全て完了し、照明が以前より明るくなったことなど利用者から好評を得ております。2月23日には総合体育館で第5回ニュースポーツ大会が行われ、フロアカーリング競技に17名の参加がございました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（若山武信君） 日程第5 平成26年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕 I はじめに

平成26年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の市政執行に関する私の所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年、赤平市は市制施行60周年を迎えます。また、第5次赤平市総合計画の10年間の折り返しに当たり、5年間にわたる後期実施計画がスタートする節目の年となり、そして、私自身市長として3期目の最終年度となります。

改めて歴史の重みを受け止め、先人が築き上げてきた歴史を伝承しつつ、一方では新たな未来を切り開くため、将来を担う子ども達が健やかに育ち、高齢者が健康で生きがいを持ち続け、市民誰もが安心して暮らせるよう、第5次赤平市総合計画のまちの将来像である「あふれる笑顔輝く未来を創造するまち」の実現に向けて、引き続き市政運営に対し全精力を傾注して参ります。

国における平成26年度予算は、経済再生・デフレ脱却と財政健全化を目指す予算、さらには、社会保障・税一体改革を実現する最初の予算と位置付けておりますが、特に経済再生については、都市部や大企業に留まらず、中小企業を主体とする地方が実感できる効果を期待するものであり、また、税収増を反映して地方交付税等を減額しつつ、社会保障の充実分を増額し、地方の一般財源総額を確保すると言われておりますが、社会保障・税一体改革が地方財

政に影響を与えぬよう、国の動向に注視すると共に、地方固有の財源である地方交付税の充実を求めて参ります。

さて、本市における最大の課題は、人口減少対策であります。全国的な少子高齢化と人口減少時代の中、特に小規模市町村においては、こうした傾向が加速し、まちの活力に影響を与えるなど、極めて厳しい状況となっておりますが、第5次赤平市総合計画の重点プロジェクトとなる産業振興・少子化対策・住環境整備を中心に一体的な施策を展開するほか、医療・福祉・教育など、多岐にわたる分野において、地域振興に向けた諸施策を着実に積み重ねる事で、人口減少率の抑制につなげて参ります。

平成26年度は、これまで財政再建を優先課題としていたため手掛けることができなかった、市民待望の市立赤平総合病院の病棟建替や赤平消防署消防総合庁舎の建設に着手するなど、市民の命や財産、安全・安心な暮らしを支えて参ります。

産業振興策としては、空き店舗活用を含む商業振興策の具体的検討を進め、国が創設している地域おこし協力隊の隊員を採用するほか、企業振興促進事業やチャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業、産業振興人財育成事業等の支援の継続、さらには、赤平の特産品を道外にもPRするため、特産品推進協議会補助金を創設するなど、地元経済の活性化や雇用対策に努めて参ります。

少子化対策につきましては、次代を担う子供たちが健やかに育つため、中学生以下を対象とした医療費自己負担の無料化の継続をはじめ、子ども・子育て支援法等の公布に伴い、平成25年度から設置した子ども・子育て会議における協議結果を基に、平成26年度は「子ども・子育て支援事業計画」を策定して参ります。また、子育て支援センターにおける発達障害児等の支援体制の強化や各保育所、幼稚園の施設整備の充実にも努め、さらに、茂尻・住友赤平・平岸の3小学校の統合によって、新たな茂尻小学校がスタートするため、学校環境づくりに配慮すると共に、小・中学校適正配置計画に基づく、次期学校

統合に関して、諸準備の作業を進めて参ります。

住環境整備につきましては、公的住宅の計画的な建替えや長寿命化に向けた補修を継続するほか、平成26年度からは、特に移住定住に主眼を置き、生涯にわたって市民に住み続けていただき、市内企業等に勤めながら市外に居住されている方に移住を検討していただくため、既存のあんしん住宅助成や宅地分譲の継続のほかに、民間賃貸住宅の建設・リフォーム・家賃の助成制度を創設して参ります。

このほか、平成26年度は、滝川地区広域消防事務組合への加入による新たな組織体制が開始されるほか、中空知5市5町による定住自立圏構想が本格化するなど、時代変化に対応した行政サービスの変革期を迎えており、今後も引き続き、近隣市町における広域連携の強化、並びに可能性について検討して参らなければなりません。

以上、重点的な施策の一端を申し上げましたが、近年、市民や議会並びに職員の総力によって、行財政改革を実施し、一定程度の財政回復を実現した今日、身の丈に合った財政運営を念頭に置きつつも、人口減少、少子高齢化といった直面する課題に対して、「まちづくりの主人公は市民である」「自らのまちは自らつくる」という姿勢を貫き、攻めの発想を持って、小さなまち特有の人間力・人の絆を糧として、市民と共に諸施策を実現し、まちの活力を見出すため邁進して参ります。

以下、第5次赤平市総合計画の5つのまちづくり目標に沿って、各施策について推進して参ります。

## Ⅱ 主な施策

### 1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

本市は、全国平均を上回る速さで少子高齢化が進んでおり、こうした社会に適切に対応し、市民一人ひとりが健康で、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていくには、生活の基本となる保健・医療・福祉・防災等の充実を図ると共に、まち全体を共生社会として捉え、思いやりの心を持って、人と人が支え合える地域社会づくりを目指して参らな

ればなりません。

保健事業につきましては、誰もが健康で安心して暮らしていけるよう、市民一人ひとりが、自ら健康づくりを継続的に実践することを基本に、地域全体で「健康寿命」を延ばすための取り組みが重要であり、運動習慣や栄養、うつ自殺防止対策等の健康教室や講演会、健康相談を引き続き開催し、市民の健康増進を図って参ります。

また、保健師の地区担当制により、地域の高齢者や病弱者などを訪問し、相談や支援を行うことで、各種サービスの利用に結び付けながら、引き続き孤立防止や健康づくりに努めて参ります。

生活習慣病の予防につきましては、高齢になるにつれ生活習慣病の発症率が高くなる傾向があります。若年期から正しい食生活や運動習慣など、健全な生活習慣を身に付けていただくため、引き続き啓発活動を行うと共に、特定健診や各種がん検診の受診機会を充実し、受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなげ、市民の健康づくりに努めて参ります。

また、感染症予防につきましては、正しい知識の普及啓発並びに小児等に対する各種予防ワクチンの接種推進とインフルエンザワクチン接種費用の助成を継続し、感染予防に努めて参ります。

母子保健事業につきましては、妊婦健診並びに各種健康診査の費用負担の軽減、さらに、子育て家庭の不安や負担感を軽減するため、訪問や相談、乳幼児の各種検診による発育状況のチェック、フッ素塗布や幼稚園及び保育所での歯磨き教室を実施するなど、安心して子供を産み、健やかに成長していくための環境整備に、引き続き取り組んで参ります。

介護保険事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域において、健やかに尊厳のある生活を続けていただくため、生活機能の維持・向上を図ることが必要とされています。介護予防サービスとして、運動教室を継続するほか、新たにNPO法人並びに大学との連携による共同事業として、運動機能の向上と併せて、認知力低下予防教室を開催して参ります。

また、介護が必要になっても、可能な限り在宅での生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めるほか、介護相談員派遣事業を開始し、介護サービス利用者の不満や不安の解消を図り、サービスの質の向上を目指して参ります。

地域医療につきましては、市立病院の病棟が築50年を経過し老朽化が著しいため、患者さんに大変ご不便をお掛けしており、さらには、燃料費や修繕料等の経費増大や診療報酬の減収にもつながっているため、医療環境の改善と経営の安定を考慮した上で、本年4月より新病棟の建設に着手し、平成27年4月のオープンを目指して参ります。

また、医師や看護師等の医療技術者の確保に努め、透析医療の体制維持や外来・入院・在宅医療まで一貫した医療の提供と体制の確保を進めるほか、高齢社会に対応した医療・福祉・介護・保健との更なる連携を進め、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを推進して参ります。

さらに、医師派遣や救急医療における診療応援を含め、市内医療機関との連携、並びに近隣自治体病院等との機能分担を含む、広域的医療の強化を促進して参ります。

国民健康保険事業につきましては、構造的な問題や被保険者の高齢化、被保険者の減少などが影響し、国民健康保険税は減少しておりますが、前期高齢者交付金並びに共同事業交付金の増額が見込まれ、平成26年度予算は、一般会計からの単年度赤字分を繰り入れることなく、収支均衡を図っております。

今後も国民健康保険制度の抜本的な改革に向け、引き続き、国・道に対して要請を行うほか、健全な財政運営に努めつつ、市民の健康維持、並びに疾病予防対策として、特定健診や特定保健指導により、更なる受診率の向上を目指して参ります。

高齢者福祉につきましては、高齢者が住み慣れた地域において、生きがいを持って安心した生活が送れるよう、地域の協力による高齢者を支える体制づくりや独居高齢者の見守りを始めとする公的サービスの活用により、安全・安心な暮らしを確保するよ

う努めて参ります。

また、冬期間の除雪が困難な高齢者等に対し、引き続き除雪費用の一部を助成して参ります。

障がい者福祉につきましては、「第2次赤平市障害者基本計画」及び「第3期障害者福祉計画」に基づく施策の推進を図り、赤平市障害者自立支援協議会を中心として、地域関係者と課題を共有しながら、引き続き障がいの相談支援体制を強化し、地域におけるサービス基盤の整備を着実に推進して参ります。

また、本年4月より障害者総合支援法の改正に伴い、共同生活介護サービスが共同生活援助サービスに統合され、障がい者が共同生活での援助を柔軟に受けることができるよう進めて参ります。

少子化対策につきましては、「赤平次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を基本として、各施策の取り組みを進めているところでありますが、子育て世帯の負担軽減を図ることなどを目的として、引き続き中学生以下の子どもに対する医療費の全額助成を継続して参ります。

また、国の子ども・子育て支援法等の公布に伴い、平成27年度から子ども・子育て支援制度が本格的に施行される予定であります。平成25年度に行った子ども・子育て支援アンケートの結果を踏まえ、赤平市子ども・子育て会議の意見を伺いながら、平成26年度に「赤平市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、支援内容の充実を図って参ります。

保育所につきましては、少子化によって市内の子供数は減少しておりますが、経済不況や就労形態の変化により、共働きの家庭が増加し、保育所を利用する乳幼児数は、ほぼ横ばいで推移しております。低年齢児・一時・障がい児・延長保育を継続するほか、幼保一体化についても、子ども・子育て支援アンケートの結果や子ども・子育て会議での議論を踏まえ、実施の可否と具体的なスケジュールも含め検討して参ります。

子育て支援センターにつきましては、子育てに関する個別相談や親子遊びなどによって、地域におけ

る子育て支援を行っておりますが、近年、発達障害等に係る相談や個別親子遊びの利用件数が増加傾向にあり、平成26年度は専任のセンター長を配置し体制強化を図るほか、専門性を高めるための各種研修に参加して参ります。

児童館及び児童センターにつきましては、昼間保護者のいない家庭の児童などに対して、児童館が地域の子育ての場となるよう運営して参ります。

母子寡婦福祉につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭等の就労支援を行うため、母子家庭等高等技能訓練促進事業、及び自立支援教育訓練給付事業を継続し、早期に自立した生活を実現できるよう支援して参ります。

地域防災につきましては、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、大規模な災害等に備えた防災体制づくりと備蓄品等の確保が重要となって参ります。

災害時における危機管理体制の確立や防災関係機関の連携強化、災害応急対策に係る活動技術の向上、並びに地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、平成26年度は、豊里地区を対象に地震を想定した防災訓練を実施いたします。

また、備蓄用食料や飲料水、生活用品等の購入を継続するほか、災害時用の要援護者台帳の作成や救急箱・特設公衆電話の配備、さらに、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域のハザードマップを作成するなど、引き続き防災体制の確立に努めて参ります。

消防・救急救助につきましては、本年4月から滝川地区広域消防事務組合に加入し、現在の火災・救急などの出動体制に加え、大規模災害等に迅速に対応できる消防力の強化を図って参ります。

また、質の高い消防機能を発揮するため、専門技術を向上させる人材育成や赤平消防署消防総合庁舎の建設に着手するなど、消防広域化後においても、引き続き消防体制の充実強化を推進し、住民の安全・安心の確保に努めて参ります。

砂防対策につきましては、西豊里町並びに若木町地区の地すべり対策事業の促進について、引き続き

道に対して要請して参ります。

消費者対策につきましては、特に悪質商法によって、年々巧妙な手口による被害が後を絶たず、消費者保護の観点から被害を未然に防止するため、消費者の教育用のチラシを全戸に配布するほか、消費生活相談員のスキルアップに向けた研修等を実施して参ります。

交通安全対策につきましては、市民を交通災害から守るため、様々な運動を展開しておりますが、昨年12月に交通死亡事故が発生しており、一昨年と同様に高齢者が歩行中に犠牲者となりました。特に交通弱者と言われる子どもや高齢者をはじめ、市民を事故から守るため、今後も、交通関係団体並びに市民参加による全市的な交通安全運動を展開するほか、各町内会や関係機関と連携し、交通安全に対する意識の高揚と交通安全思想の徹底を図り、交通事故撲滅に向けた取り組みを進めて参ります。

## 2 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

国は、最近の景気回復の動きを持続的な経済成長に繋げていくため、「日本再興戦略」の実行を加速・強化するとしております。

しかし、中小企業を主体とする地方においては、未だ景気回復を実感するには至らず、農商工分野にわたり新製品開発や事業拡大、人材育成などに対する支援を継続すると共に、可能な限り公共建設事業を確保するなど、官民一体となって地域経済の振興に努めて参らなければなりません。

本市の地場産業を発展させるため、地元企業の優れた技術力を生かし、「ものづくりのマチ」として広く発信するため、新製品開発等に取り組む企業を支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金制度」を継続して参ります。

また、2年間実施してきた「産業振興人財育成事業」につきましては、平成26年度から実施主体を赤平市産業振興企業協議会に移行し、より一層企業間同士の産業連携や技術連携に結び付くよう支援してまいります。

企業誘致につきましては、平成24年度から企業振興促進条例の改正により、制度の拡充を実施しており、厳しい環境ではありますが、こうした優遇制度や地元企業の技術力などの情報を発信し、企業訪問を含め活動して参ります。

公共建設事業につきましては、市立病院の病棟建設を始め、赤平消防署消防総合庁舎建設などの大型事業を実施するほか、公的住宅や公園、道路、橋りょう等を改修する継続事業によって、総事業費は大幅に増額となっており、安全・安心社会の実現と共に、地元建設業者等に対する経済振興に寄与して参ります。

食ブランド開発につきましては、市内飲食店による「がんがん鍋協議会」が独自のイベントを開催しているほか、市内外の各種行事にも出店されております。今後も同協議会と連携を図りながらPR活動を進めて参ります。

また、産業フェスティバル等を通じて、地元食材を活用したコンテストを引き続き開催し、食ブランド化について模索して参ります。

さらに、平成26年度は生産品を含め、農産物や食料品などの地場製品の生産性の向上や流通ルートの発掘、特産品のイメージづくりや宣伝方法を分析するため、農業や商業の関係団体で組織する、「赤平市特産品推進協議会」を発足させ、都市部で実施されている北海道物産展へ出店するなど、道外にも幅広くPRし、イメージアップや販路拡大に努めて参ります。

農業・商業・企業間の連携につきましては、三者が主体となって、地元の食料品や生産品、製造品を一堂に集め、市民へ直接販売やPRを行うことで、赤平の魅力を再発見していただくため、商工会議所や農業協同組合、赤平市産業振興企業協議会と連携を図りながら、「第5回赤平産業フェスティバル」を開催して参ります。

工業につきましては、市内企業が事業拡大や技術開発などによって、経営安定化や雇用拡大を図るため、設備投資をされる企業に対し、企業振興促進条

例や空知産炭地域総合発展基金の新産業創造等事業に基づき支援して参ります。

また、地元企業と相乗効果が図られる新たな企業を誘致するため、道や中小企業基盤整備機構並びに北海道産炭地域振興センターなどと連携を図りながら、企業誘致に努めて参ります。

商業につきましては、中心市街地を取り巻く環境が大きく変化しており、店舗数は減少傾向にあります。店舗近代化促進事業やスーパープレミアム商品券に対する助成を継続するほか、平成26年度は商工会議所や観光協会、関係団体と「商店街振興対策協議会」を発足し、空き店舗や空き地活用の可能性の調査分析、商店街の魅力のPR方法などを検討し、市街地が市民のコミュニケーションの場となり、親しみと魅力ある商店街づくりになるよう取り組んで参ります。

また、国が創設している地域おこし協力隊の隊員を採用し、市外から移り住んだ隊員の考えなども参考に、一緒になって活動して参ります。

さらに、市街地に設置されている街路灯をLED化に更新し、環境に配慮した明るい街並みと電気代の節減を図って参ります。

農業につきましては、日本がTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加しておりますが、仮にTPPが締結された場合は、特に農業分野における輸入品との価格競争が激化し、効率化を求めた農業が展開され、安全・安心の確保が難しくなり、規制がない状況では将来が見通せず、担い手不足や雇用環境の悪化に繋がる可能性があります。

北海道並びに本市の主要産品である米などが、関税撤廃の例外として認められるよう、道や農業団体等の関係機関と連携して参ります。

また、本市における農業者の高齢化が進み、耕作放棄地の増大や集落の共同活動の衰退が懸念されることから、耕作放棄地の防止や地域・集落の活性化、多面的機能の維持に努めるため、農地・水保全管理支払事業や農業後継者に対する農業研修等の費用を助成する農業後継者サポート事業の実施、地元米の

PRなど、様々な支援を行って参ります。

林業につきましては、森林特有の地球温暖化防止への貢献や山崩れなどの災害を防止する働き、生物の保全など、多面的機能が発揮されており、適切な森林整備を持続的に推進するため、森林環境保全整備事業や未来につなぐ森づくり推進事業並びに分収造林事業などを通じて、公益的機能や木材生産機能などを発揮するよう、計画的な植林や保育等を行って参ります。

観光につきましては、エルム高原施設を観光資源として、緑豊かな自然環境を最大限に活用するため、新たなイベントなどにも取り組むほか、利用者の利便性や集客効果を高めるため、温泉施設やケビン村の改修計画を作成して参ります。

また、世界的な彫刻家である流政之氏より寄贈された彫刻作品「SAKIYAMA」に始まり、現在8体の作品が設置されており、平成26年度は2体の建立を予定し、5か年計画の最終年を迎えることとなります。この節目の年に当たり、改めて彫刻作品と家族旅行村の融合を図り、市民はもとより市外の方々に対しても、観光・文化の名所として広くPRして参ります。

イベントにつきましては、市制施行60周年を記念し、「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」「市民花火大会」「産業フェスティバル」「TANt anまつり」の事業拡大のための支援を行い、赤平らしさの伝統の継承と共に、市民が楽しめる魅力ある個性豊かなイベントとするため、観光協会並びに関係団体と連携を図って参ります。

特に、市民花火大会に関しては、補助金の増額のほか、市民などからの募金を募り、5,000発の花火の打ち上げを実現して参ります。

地域資源の活用につきましては、炭鉱遺産や食、匠の技など、市内の各団体が工夫を凝らして活動されており、団体の主体性を尊重しつつ、必要に応じた支援を行って参ります。

また、基盤整備を行ったズリ山展望広場並びに周辺用地に関しては、利用拡大に努めると共に、SL

(蒸気機関車)や炭鉱機械の移設の可能性について、関係機関も含めて検討して参ります。

季節労働者に関する対策につきましては、3市2町で構成する滝川地区通年雇用協議会を通じて、資格取得事業としての能力開発に対する支援を図り、通年雇用を促進して参ります。

### 3 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましょう

少子化の進行と共に児童・生徒数は大幅に減少しており、適切な教育環境づくりは喫緊の課題となっております。平成23年度に策定した「赤平市小・中学校適正配置計画」に基づき、平成26年度から茂尻・住友赤平・平岸の3小学校が統合し、新たな茂尻小学校としてスタートするため、環境変化に対応した学校づくりを進めて参ります。

また、次期計画に位置付けている赤平中学校と赤平中央中学校の統合に向けて、保護者をはじめとする関係者と具体的な協議を行って参ります。

また、市民誰もが生涯を通して、充実した人生を送れるよう、学び続けられる環境づくりや健康増進のためのスポーツ振興を図るため、本年2月の北翔大学との包括連携協定を機に、大学との共同事業についても検討して参ります。

さらに、まちの文化や歴史を後世に継承するため、小学校社会科副読本の活用や炭鉱遺産の保存・活用、無形文化財の保存活動への支援など、関係機関と連携を図りながら、市民への認識を深めると共に、歴史資料館の具体的整備方針を検討して参ります。

幼稚園につきましては、豊かで健やかな成長を育むため、3歳児教育と預かり保育を継続するほか、施設環境の充実に努めると共に、幼保一体化について、実施の可否と具体的なスケジュールも含め検討して参ります。

小・中学校につきましては、学習指導要領に基づく、知育・徳育・体育の調和の取れた教育に努めるほか、学力向上プランの実行や学校施設の充実に努めて参ります。

また、引き続き各小学校に特別支援教育支援員を配置し、個別支援が必要な児童に対し、特別支援教

育を行って参ります。

赤平高校につきましては、平成26年度の閉校が決定しておりますが、現在通学されている生徒が卒業されるまでの間、引き続き充実した学校生活を送れるよう支援すると共に、閉校記念事業を実施する北海道赤平高等学校閉校記念事業協会に対して助成して参ります。

学校給食につきましては、食育と栄養バランスに配慮しつつ、設備等を更新するなど、引き続き衛生管理を徹底するほか、可能な限り地元及び道産食材を活用するなど、子どもたちに喜ばれる安全・安心な給食の提供に努めて参ります。

社会教育につきましては、交流センターみらいと東公民館を中心として、市民や各種団体活動の利用を促進するため、各種講座や講演等を開催して参ります。

また、引き続き市内の中学生以下の子どもたちについては、社会教育・体育施設の使用料の無料化を継続して参ります。

芸術・文化・歴史につきましては、市制施行60周年記念事業として、札幌交響楽団によるコンサートを開催するほか、文化協会等の関係団体と連携を図りながら、芸術、文化に触れる機会の拡充に努めて参ります。

また、住吉獅子舞や炭鉱遺産をはじめとする赤平の文化や歴史の継承方法について、文化財保護委員会を始めとする関係機関と協議して参ります。

青少年教育につきましては、青少年健全育成事業やふるさと少年教室などの充実に努めると共に、子どもたちを非行や事件、事故などから未然に防止するため、適切な見守り活動と指導に努めて参ります。

図書館につきましては、図書館管理システムを効果的に活用するためシステムのPRに努めるほか、図書の実用を図り、市民誰もが読書に親しむことができる環境づくりを進めて参ります。

社会体育につきましては、市制施行60周年記念事業として、子どもたちを対象にプロの指導者等を招き、少年野球教室、フットサル教室、並びにバレー

ボール教室を開催します。

また、水泳教室など、各種行事を通じて、市民の健康増進や競技力の向上を図るほか、総合体育館をはじめ、各スポーツ施設の整備を行って参ります。

#### 4 ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

本市は、全国を上回る速さで人口減少や少子高齢化が進んでおり、人口減少率を抑制するため、居住対策や社会変化に対応した居住環境整備を計画的、かつ着実に実施して参らなければなりません。

また、住宅や道路、橋りょう、公園等の老朽化が進んでおり、安全・安心社会を実現するため、長期的視点に立って、インフラ整備を計画的に再構築することで、住民の暮らしや産業振興、防災・減災にも対処して参ります。

公的住宅につきましては、住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画を基本に、団地の集約や戸数の縮減と建設コストの削減を図りながら、高齢者等に配慮した良好な住環境整備を進めて参ります。

福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、平成25年度の国の好循環実現のための経済対策による繰越事業によって、9号棟1棟8戸の建設を行い、茂尻第一団地の公営住宅建替事業については、平成27年度の4号棟建設に向けた実施設計、新春日団地並びに春日第一団地の4棟18戸の除却を実施して参ります。

また、現在の住宅マスタープランの計画期間は、平成26年度までとなっており、平成26年度に新たな「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を策定して参ります。

既設の公的住宅につきましては、入退去時の補修と老朽化した住宅等の安全性や緊急性に考慮した修繕を行い、空き家の落雪対策や通路の確保などにも努めて参ります。

また、計画的な改修により、住環境の改善や建物の延命化が図られる長寿命化改善事業として、若草団地の屋上防水及び外壁等と若木団地の屋根の改善を行って参ります。

民間住宅につきましては、住居環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅改修費等の費用を一部助成する「あんしん住宅助成事業」を継続して参ります。

また、民間賃貸住宅の促進や居住環境の向上により、移住定住人口の確保や地域経済の活性化を図ることを目的に、民間賃貸住宅の建設費用の一部を助成する「民間賃貸住宅建設助成事業」、既存の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成する「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」を創設し、当面は平成28年度までの3か年を加速期間として助成して参ります。

移住定住促進事業につきましては、先に申し上げた助成制度のほか、新婚世帯や市外から市内に新規就労される方や市外から市内の企業に通勤されている方などに、赤平市に居住していただくことを目的として「民間賃貸住宅家賃助成事業」を創設し、まごころ商品券を交付するほか、市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただく、「赤平おためし暮らし」を継続して参ります。

また、北海道移住促進協議会を通じて、赤平や宅地分譲等の情報、そして新たな助成制度を盛り込んだパンフレットを道外へも配布しPRするなど、関係機関と連携を図って参ります。

さらに、豊丘南団地の宅地分譲の推進を図ると共に、市ホームページ等を通じて、市内で活用されていない中古住宅を含めた住宅情報を提供して参ります。

道路につきましては、緊急時や市民の日常生活にとって不可欠な生活基盤であると共に、産業経済を支える社会基盤施設として、重要な役割を担っております。

国道につきましては、赤平バイパスの全線開通により、交通の安全性や産業活動等に寄与しておりますが、引き続き、滝川インターチェンジから赤平工業団地の間の4車線化、並びに現国道の整備や適切な維持補修・管理等について、国に対して要請して参ります。

道道につきましては、道道への昇格が見込まれている市道豊通の道道昇格後の整備や上流橋の老朽化が見られる赤平橋の架け替えなどについて、引き続き道に対して要請して参ります。

また、広域幹線道路である（仮称）赤平滝川新十津川線の道道昇格についても、関係市町と連携を図りながら、引き続き要望して参ります。

市道につきましては、生活や通学等の安全性や居住環境整備に向け事業を進めておりますが、本年度は、翠光1条通、梨雪台1号通、曙南2号通、曙南3号通、文京学園通歩道の改良舗装工事、泉町通排水整備工事、及び緑橋実施設計・支障物件調査を実施して参ります。

また、既存道路についても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修や側溝整備等に努めて参ります。

橋りょうにつきましては、維持管理や更新を計画的かつ効率的に推進するため、橋りょう長寿命化計画に基づき、住吉橋など4橋の補修工事や平成27年度の補修に向けた新成大橋など、3橋の実実施設計を実施して参ります。

公園につきましては、緑豊かな景観を保ち市民に親しまれる都市施設として、公園施設長寿命化計画を基本に、安全・安心な子どもの遊び場の確保と高齢社会への対応も踏まえた整備保全を推進して参ります。平成26年度は都市公園改修事業として、翠光苑のトイレを整備して参ります。

雪対策につきましては、近年は全国で局地的な暴風雪が発生するなど、気象が不安定な状況にありますが、冬を安全で快適に過ごすため、冬期間の交通の確保に向けて、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や市広報誌、市ホームページを活用しながら、除雪マナーの周知を行い、市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図って参ります。

上水道につきましては、安全・安心な水道水を供給するため、企業債を活用しながら、老朽施設の更新を計画的に行い、併せて収入確保と費用節減に努め、

経営の健全化を進めて参ります。

また、未収金対策として、悪質な滞納者に対し、給水停止などの措置を執り、その回収に努めて参ります。

さらに、平成26年度から地方公営企業会計基準が見直されるため、今後の経営状況を把握し、その課題に対する対応に取り組んで参ります。

下水道につきましては、生活環境の向上と公共水域の水質改善、並びに雨水対策により、安全・安心な環境を確保するため、計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗世帯の解消に努めて参ります。

また、下水道中期ビジョンを反映させた雨水整備事業や汚水ポンプ場の機能を持続するための改築事業、並びに緊急用資材の備蓄を行い、併せて既存施設の維持修繕に努めて参ります。

一方では、公共下水道区域外等における生活環境の向上と公共用水域の水質改善を図るため、合併処理浄化槽の工事費に対する助成を継続して参ります。

環境衛生につきましては、平成26年度からごみ処理手数料が改定となりますが、ごみ分別の徹底や減量化等に努めると共に、ごみの不法投棄を防止するよう啓発を行って参ります。

また、し尿処理に関しては、石狩川流域下水道構成市町（6市6町）が共同で、流域下水道施設の整備改修を行い、新たに浄化槽汚泥を広域的に共同処理するよう、平成27年4月からの供用開始を目指して参ります。

## 5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

地方分権が進められ、基礎自治体への事務・権限移譲や義務付け枠付けの見直しによる条例制定権の拡大が図られるなど、住民に身近な行政サービスを地域住民自らの判断と責任において、自主的かつ総合的なまちづくりの役割を担って参らなければなりません。

このため、市民と行政の距離を縮めるのではなく、同じ目線に立って、地域の諸課題を一緒に考え解決

に導く、協働のまちづくりを一層推進して参ります。

情報共有につきましては、まちづくりの原点として、定期的な住民懇談会の開催のほか、「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」「子どもまちづくり探険隊」を継続し、より多くの市民と対話することによって、その声をまちづくりに反映して参ります。

また、市広報誌やホームページ、ブログ等を活用し、まちの情報をお知らせすると共に、平成26年度は国の地域おこし協力隊の制度に基づく隊員を採用し、市の外部・内部の両視線から見た赤平の魅力を、市内外にPRして参ります。

さらに、赤平の主要概要を掲載した市勢要覧の更新作業を進めて参ります。

市民のまちづくり参加につきましては、まちづくりに対する参加意欲を高めていただくため、市制施行60周年記念事業として、引き続きまちづくり講演会を開催するほか、第2回目となる「あかびらまちづくりフォトコンテスト」を実施して参ります。

また、北翔大学との包括連携協定に基づき、文化・スポーツ・健康づくり等の様々な分野にわたる連携事業の実施や新たな企画を検討して参ります。

さらに、遊休公共施設に関しては、地域や関係機関と協議しながら具体的な対応策を話し合っ

て参ります。地域資源の活用につきましては、平成25年度にズリ山展望広場周辺の基盤整備が終了したことを機に、赤平駅裏炭鉱跡地活用検討市民協議会からの提言書を基本とした利用拡大に努めると共に、一部植花の試行実施やまちの歴史に関連するSL（蒸気機関車）や炭鉱機械の移設の可能性について、関係機関と協議して参ります。

コミュニティ活動につきましては、町内会運営に苦慮されている現状を踏まえ、「町内会等活動推進事業補助金」を継続するほか、平成25年度に赤平市町内会連合会で実施したアンケート結果を参考としながら、町内会連合会や単一町内会などと連携し、地域課題の解決方法を検討して参ります。

また、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり活動推進事業補助金」による助成を継続して参ります。

まちなかり親制度につきましては、市民にとって身近な公共空間である道路や公園等を、市民ボランティアにより美化活動を促進するよう努めて参ります。

広域連携につきましては、人口減少や少子高齢化が続く中、中空知管内の市町が連携を強化して参らなければなりません。このため滝川市と砂川市を中心市とした周辺市町との連携・協力、役割分担により、生活機能の確保や地域住民の利便性の向上、圏域全体の活性化を図る「定住自立圏構想」を推進して参ります。

また、本年4月から消防力強化に向けて、滝川地区広域消防事務組合に加入して参ります。

行財政改革につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標は、全て健全段階を維持し、財政的には一定程度回復したと言えますが、今後を見通すと人口減少等によって、地方税や地方交付税等の減収が見込まれ、厳しい財政状況が続くと予想されます。

今後の財政運営上は、既存・遊休公共施設の再編や利活用、除却が重点課題となってくるため、財政効率化のみではなく、利用者の環境改善等も視野に入れながら、民間活用も含めた検討を進めて参ります。

また、こうした情勢下で、第5次赤平市総合計画の推進と人口減少対策を推進し、諸課題を克服しなければならず、国や道などの効果的な財源を活用すると共に、自主財源の効率・効果的な運用に当たり、財政規律を堅持して参ります。

### Ⅲ むすび

以上、平成26年度の市政執行に当たり、私の所信を申し上げたところでありますが、今の本市に課せられた課題は、人口減少と並行する財政規模の縮小に対する備えに、万全を期すことと、一方では、人口減少対策を講じることで人口減少率を早期に抑制

することが、大変重要となって参ります。これらの最重点課題を解決するには、行政だけの力では成し得ないものであり、市民の発想や行動、企業等の活動や協力と行政の様々な支援や施策が一体となって、本市の地域力を発揮して参りたいと思います。

我々大人の責務として、子どもたちの未来を見据え、一人ひとり何が出来るのか、その一人ひとりの行動を結集することによって、必ずまちの発展につながって参ります。

行政としても、人口減少という問題に対する危機感を共有し、市政執行方針に掲げる諸課題を優先課題として確実に実行し、さらなる知恵を出し合い、年度途中であっても、急ぐべき施策については取り組む姿勢を持って、市政運営にあたって参ります。

私自身、全精力で臨んで参りますので、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成26年度の市政執行方針とさせていただきます。

○議長（若山武信君） 次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 1. はじめに

本市の教育推進につきまして、市議会並びに市民の皆様から多大なるご支援とご協力をいただいておりますことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

私たちを取り巻く赤平市の社会環境は、全国平均を上回るペースで進行する人口の減少や急速な少子高齢化、地縁的なつながりの希薄化などを背景とした教育力の低下が指摘されており、地域の教育力の向上など様々な教育課題への対応が求められています。

全国的には、いじめや体罰といった子どもの命と心の安全にかかわる問題も相変わらず発生しており、昨年9月、国によるいじめ防止対策推進法の施行により、子どもを守る教育に対する期待は益々高まり、その役割は一層大きくなってきております。

学習面においては、全国学力・学習状況調査における北海道の学力低下が叫ばれ、本市ではその改善のため各種方策が進められました。

また、児童生徒数の減少に伴って策定した小中学校適正配置計画に基づき、前期計画における3小学校については統合初年度を迎えることになり、今後も計画の順調な実行に努める必要があります。

また本市は昨年度、北翔大学と包括的な連携協定を結んだことから、教育委員会としても各種教育・研究活動との連携・協力を図ることが可能となりました。

このような状況の中、教育委員会といたしましては第5次赤平市総合計画を基本に、生きる力を育む生涯学習社会の実現をめざして、学校教育と社会教育の密接な連携のもとに、各種の取り組みを進めてきたところであります。

ここに平成25年度の成果と反省に立ち、平成26年度の教育行政執行方針を示させていただきます。

2. 児童・生徒の個性・能力の伸長と基礎・基本の定着を図り、豊かな心を育てる学校教育の推進に努めます

学校教育のねらいは、変化の厳しい社会にあっても他と協調しながらたくましく生き抜き、自己実現を果たしていくための素地となる生きる力を豊かに育むことにあります。そのため、学習指導要領が示す内容に沿って各学校では、知育・徳育・体育の調和のとれた教育の実践に努めなければなりません。

特に学習指導においては、わかる喜びを実感できる授業の創造に努めるとともに、一人ひとりの学習状況に応じた指導方法の工夫、改善、充実をめざした取り組みを進めます。

また、全国学力・学習状況調査での本市の状況は、全国・全道に比べて課題があります。学力向上の取り組みでは、教師一人ひとりが教えるプロとして常に専門性を磨き、学校力の向上のために組織的に取り組むことが必要です。調査結果の的確な分析と改善方策を進めながら、本市の「学力向上プラン」の着実な実行に努めてまいります。

加えて、標準学力検査についても全校で実施しており、個々の学習内容の定着状況を的確に把握した継続的な学習指導を行なうとともに、必要に応じた

補充的な学習の実施により学力の向上を図ってまいります。

家庭は子どもにとって温かい愛情に包まれた心よりどころであり、望ましい生活環境や社会の基本的ルールなどを身に付ける大切な場所です。知識・技能の確実な定着には家庭学習の習慣化を欠かすことはできませんが、本市においては家庭での生活習慣に課題が見られる場合もあり、そのことが学習面などにマイナス影響を及ぼしている例もあります。反面、将来への希望や目標などの展望、自己の肯定感については全国平均を上回っております。そのため、「家庭学習の手引き」の活用を含めて保護者との連携を強化し、保護者対象の講座の実施などの諸施策を通じて、望ましい生活習慣・学習習慣の確立等、家庭の持つ教育力の向上に努めてまいります。

近年、子どもたちの体力の低下が叫ばれ、道内の子どもたちの体力は全国的にも低いレベルであることが明らかになっています。体力の向上に関する指導は、心身の健康の保持などと併せて体育の時間はもとより、特別活動を含む教育活動全般を通して子どもたちの体力の向上に努め、新たに新体力テストの実施などにより個々の状況についての的確に把握し、子どもの健全な成長をめざします。

子ども達にとっての口腔衛生の維持は幼少期からの適切な管理が欠かせないことから、現在、幼稚園・保育所で実施しておりますフッ化物洗口について、小学校でも実施できるよう保護者を含めた関係者の理解のもとに進めてまいります。

また、望ましい食生活の確立は健康の保持・体力向上のみならず、学力についても密接な関連があるとされております。食に関する正しい知識を身に付けるため、食の全体計画に基づいた栄養教諭による食育の指導に努めてまいります。

一人ひとりの個性をみがき、確かな社会性と自己実現をめざす生徒指導の充実は重要な課題であります。そのため、いじめの根絶はもとより不登校の解消、問題傾向を抱える児童・生徒の早期発見・早期対応など、教職員と児童・生徒の日常的な触れ合い

や心の交流を大事にしながら、子どもの発するサインを察知するなど信頼関係を確立し、積極的な生徒指導を通して対応してまいります。

特に、いじめについては未然防止と早期の対応に努め、いじめを受けている児童・生徒の苦痛をしっかりと受けとめることが大切です。全教職員がいじめは絶対許されることではないという共通認識のもと、日頃からの児童生徒への観察、相談、指導体制によって早期の発見に努め、いじめ防止対策推進法施行に伴う各学校におけるいじめ防止の基本方針の策定といじめ対策の組織の整備をはじめ、必要な措置を講じてまいります。

また、市内の児童生徒によるいじめ根絶「あかびら子ども会議」の取り組みなどを通じて学校・児童生徒双方によるいじめの根絶に努めてまいります。

学校教育における体罰については、学校教育法第11条において禁止されており、児童生徒への指導に当たっては、教職員一人ひとりが教育者として自覚を持ち、児童生徒・保護者・教職員を対象としたアンケート調査の実施によりその実態把握に努め、体罰の防止に万全を期してまいります。

同時に生命を尊重し、思いやりの心を持ち、公共心や規範意識を育て、自立心や自立性を育む道徳教育の充実が極めて重要であります。要となる道徳の時間を中心に、教育活動全体を通じて豊かな心の育成に努めてまいります。

子どもたちが郷土を知ることは重要です。小学校社会科副読本の活用などにより赤平の文化や歴史、産業や自然について、市民である子どもたちへ継承してまいります。

学校の適正配置については、本年度から茂尻、住友赤平、平岸の3小学校が統合し新生茂尻小学校がスタートします。児童においては環境が大きく変化することから、授業はもとより、学校生活全体を通して落ちついた教育環境づくりに取り組んでまいります。

今後は前期計画での残る赤平中学校、赤平中央中学校の統合について、関係者と協議しながら具体的

な推進を図ってまいります。

子どもの安全・安心の確保は今日的な重要課題であります。特に今年は、小学校の統合に伴う通学区の広域化によりスクールバスの運行が始まることから、安全・確実な運行を最優先に行ない、中学校のスクールバスについては、公共交通機関の利用による休日を含めた利便性の向上に努め、今後も引き続き保護者や地域の方々、関係機関との連携を密に登下校時の安全確保の体制づくりを進めます。

特に不審者対策については、警察及び地域の関係機関・団体の協力のもと、日頃より児童・生徒に対する安全指導を行なっておりますが、さらに万全を期すよう徹底してまいります。

また、児童・生徒の携帯通信端末をはじめとしたインターネットの使用では、不適切な書き込みなどネット上のいじめといった被害が生じる場合があります。家庭内でのルールづくりや書き込みのマナー、フィルタリングの徹底など、適切な対応と指導の充実を図ります。

交通事故の防止につきましても日常の安全教育を徹底し、事故の防止に努めてまいります。併せて、安全な校舎環境の整備に引き続き努めるとともに、火災や地震などに対応できる訓練を実施してまいります。

次に、教育の専門家集団としての教職員の資質向上についてであります。今日、公教育に求められている広範な教育課題については、教職員が様々な教育関係団体と連携し、教育行政と一緒に解決に努めなければなりません。そのためには不断の研修努力が求められます。教育公務員として職責の遂行のためにも、本市の教育振興団体である赤平市教育研究推進協議会を中心にした専門性を高める研修の充実をめざし努力してまいります。

今後とも地域参観日の実施や学校評議員の意見の活用などで開かれた学校をめざし、より一層充実した取り組みを進めます。

特別支援教育について申し上げます。各学校ではコーディネーターの配置を含む校内組織の整備や個

別の支援計画の策定などに取り組んできたところであり、今年度も引き続き各小学校に特別支援教育支援員の配置を行います。

また、幼・小・中の連続性を踏まえ、個々の子どもの特性をみきわめた対応が重要です。特別支援教育連携協議会を効果的に運営し、子育て支援センターとも連携しながら、特別支援教育の一層の充実をめざして取り組んでまいります。

幼稚園教育についてであります。幼稚園では友達と一緒に遊ぶという直接体験などを積み重ねることで幼児の豊かで健やかな成長を育てております。

幼稚園は教育の第一歩としての基礎を担うことを踏まえ、保護者、地域に信頼される開かれた幼稚園の運営が大切であるとの認識のもと、今後も3歳児教育、預かり保育の継続と良好な環境づくりに努めてまいります。

また、保育所との交流や小学校との連携をより密に行なうことは勿論、子ども・子育て関連3法の施行に基づく新しい支援制度についての関係会議などを通じて市長部局とも検討し、幼稚園教育の一層の充実をめざします。

児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて重要であります。食育の重要性が叫ばれている中、栄養のバランスに配慮しつつ、食中毒を防止するための衛生管理を徹底し、併せて継続的な設備更新をすすめ、食物アレルギーの対応とともに、主な食材の産地の事前公表を実施してまいります。赤平米をはじめとした地元食材の活用については農業団体の協力もあり、今後とも地元及び道産食材を中心に安全・安心で子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めてまいります。

また、今後の消費税率の動向にも注意をはらいながら、適正な給食会計の運営に心がけてまいります。

地元唯一の高校である赤平高校についてであります。道教委が策定した公立高等学校配置計画によって、大変残念ではありますが平成26年度末での閉校が確定しました。閉校後の跡地については、市長部局と共に協議してまいります。現在通学している

最後の赤平高校生に対しては、充実感を持って卒業できるよう引き続き援助を行ってまいります。

また、近隣市の高校へ通学を希望する志願者に対しましても、各中学校を通じて、従前同様、きめ細かな進路指導をしてまいります。

### 3. 自ら進んで学習し、個性をみがき、人とのふれあいを広め、相互のつながりを深める社会教育の推進に努めます

市民が心豊かに学習し、充実した人生の創造をめざす社会教育の推進は、少子・高齢化が進む現在きわめて重要であり、積極的な事業の展開が求められています。

今後とも、社会教育関係につきましては交流センターみらいと東公民館を拠点とし、社会体育関係は総合体育館を中心に、利用者の理解を得ながら効率的な運営、管理に努めてまいります。

今年は、本市が市として誕生してから60年の節目を迎えることから、公益財団法人札幌交響楽団を招いて、市制施行60周年記念事業コンサートを開催いたします。

また、本市と北翔大学との間において、相互の資源を活用した包括的な連携に関する協定を締結しましたが、今後の連携協力の具体的な事項については個別に協議を進めてまいります。

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や人格形成などを育む場であることから、家庭のもつ教育力向上のための情報提供に努めるとともに、PTAや関係機関と連携しながら親同士の交流や子育てに関する学習機会の充実に努めてまいります。

青少年教育については、体験学習、指導者養成の促進をねらいとして、引き続き青少年健全育成事業、ふるさと少年教室などの充実をめざします。

また、全国的にいじめ問題は深刻な事態となっておりますが、早期発見・未然防止のために、地域社会の果たす役割にも期待が寄せられているところです。青少年教育においては、伝統的な「あかびら子どもまつり」を「なかよし共和国」の子どもたちが

運営するなど、子どもたちの体験学習、仲間づくり活動は思いやりの心を育むため有益な活動であり、少年教室・健全育成事業においても、いじめ防止を重視してまいります。

青少年を取り巻く社会環境の変化に伴い、複雑、多様化する中、青少年センターでは、地元警察署や地域住民との連携などをとおして、青少年の問題行動を早期に発見し、適切な見守り活動と指導に努めます。

さらに、近年問題とされている子どもの養育に係る児童福祉の分野で取り上げられている諸課題についても、青少年センターは関係機関として連携を密にしてまいります。

次に、成人・高齢者教育についてであります。生涯を通して豊かで充実した人生の創造は、常に学びの姿勢をもつことが基本であります。そのため、地域のコミュニティーづくりの活性化をめざし、生涯学習まちづくり出前講座、公民館講座、趣味・教養講座などの積極的な活用と、指導者の発掘、養成など地域社会に密着した学習機会の充実に努めます。

特に、生涯学習とまちづくりの観点から開設しております出前講座は、市民を巻き込んだ展開が可能であり、更なる学びの場を作ってまいります。

市民が芸術・文化に親しみ、ゆとりとふれあいを大事にすることは、市民生活の質や満足度を高める意味からも重要であります。そのため、各種イベントを中心に市民の文化への理解と関心を高め、文化協会と連携し、地域に根ざした特色ある芸術・文化の振興に努めます。

また、本市の伝統文化や郷土の歴史を学び、後世に伝えていくことは地域文化の振興のみならず、まちづくりの観点からもきわめて重要であることから、引き続き郷土資料や炭鉱遺産の保存に努めてまいりますとともに、赤平市無形文化財であります住吉獅子舞の保存活動についても支援してまいります。

読書活動と図書館運営についてであります。図書館の運営につきましては、平成23年度に導入した図

書館管理システムは順調に稼働しており、今後も事業のPRや図書の利用を高めることに努め、市民が親しみ、利用しやすい図書館をめざします。

また、図書資料等の整備充実を図ることにより、子どもたちはもとより、市民全体が読書に親しめる環境づくりに取り組んでまいります。「移動図書」「ブックスタート」「絵本読み聞かせ」事業などについては、引き続き取り組み内容の充実に向けてまいります。

2020年に日本で開催されるオリンピック・パラリンピックを契機として、国民の健康志向、体力づくりの気運はますます盛んになることが予想されますことから、市民の健康増進をめざし、スポーツの振興に努めます。このため、子どもからお年寄りまで生涯のいずれの時期においても、スポーツを通して心身ともに健康で豊かなライフスタイルを築き、スポーツの力による生涯スポーツ社会の実現をめざし、健康づくり、体力づくりをはじめ年齢、体力、技術に応じた多様な競技スポーツ、レクリエーションスポーツ活動を推進してまいります。

また、各種のスポーツ団体と連携を図りながら、専門家による指導も含めたバレーボール、水泳などの少年スポーツ教室を開催する他、少子化に伴いスポーツ少年団の存続が困難を来している現状から、自治体の枠を越えたクラブチームや少年スポーツの活動情報を整備するなど、支援・協力関係を充実させてまいります。

市民プール、パークゴルフ場については、市民の皆さまから有効活用をいただいているところでありますが、主催事業の企画や施設の改善など、さらに親しまれる環境づくりに努めてまいります。

#### 4. むすび

以上、平成26年度の教育行政執行方針を申し述べました。これからの赤平市の教育を考えるうえで、変化してゆく地域社会においても持続可能な躍動感に満ちたまちづくりを進めるために、市民が生涯を通じて健やかで充実した生活を送ることができるよう、学校教育においては、幼稚園教育及び義務教育

で知・徳・体をバランスよく育み、園児・児童・生徒の個性・能力の伸長と基礎・基本の定着を図り豊かな心を育ててまいります。

また社会教育では、いつでも、どこでも、自らの目的に応じて取り組むことができる学習活動や文化・スポーツ活動などの学習環境の整備と炭鉱遺産をはじめとした文化財の保存継承に努めてまいります。

教育委員会としても、法に基づく教育行政の事務の管理及び執行状況についての点検・評価を行い、説明責任を果たすとともに教育行政の着実な推進に努め、山積する教育課題に対して教育行政の原点に立ち返り、子どもからお年寄りまで市民の生涯にわたる快適な教育環境づくりに教育関係団体と連携を密にして本市の教育の振興に努めてまいります。

市議会をはじめ市民の皆さまの教育行政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成26年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（若山武信君） 暫時休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若山武信君） 日程第6 議案第244号赤平市議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第244号赤平市議会の議決すべき事件に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

滝川市、砂川市を中心市といたしまして、定住自立圏の形成につきまして検討を進めているところですが、総務省の定住自立圏構想推進要綱におきましてそれぞれの市町村において協定の締結、または変更、廃止に当たっては、地方自治法第96条

第2項に基づく議会の議決を経るものとされておりますことから、本条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、本条例の趣旨について規定したものでございます。

第2条につきましては、議会の議決すべき事件といたしまして、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告することとして規定したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第244号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第7 議案第245号赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第8 議案第246号赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第9 議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第10 議案第248号赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第245号赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現行の議員報酬額につきましては、平成19年4月1日に改正したものでございますが、市長、副市長の給料額を含めまして改正の是非につきまして平成

25年12月16日に特別職報酬等審議会に諮問していたところでございます。特別職報酬等審議会では、全道各都市、特に道内の類似団体や近隣市における報酬額の実態やその改定の状況、市長、副市長の給料額との関連、一般職の給与との関連など改定の是非について慎重に審議が尽くされまして、平成26年2月5日にその答申がなされたところでございます。市といたしましてもこの答申内容を慎重に検討し、またこれを尊重いたしまして報酬額の改定につきまして提案するものでございます。

改正の内容につきましては、対照表によりご説明申し上げます。

第1条でございますが、報酬額につきまして議長は月額30万9,000円を34万8,000円に、副議長は月額26万6,000円を30万円に、議員は月額24万6,000円を27万7,000円にそれぞれ改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第246号赤平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年4月1日より特別職の職員で非常勤のものの報酬、いわゆる委員等報酬につきましては、当分の間減額するとして附則において定めているところでございますが、前議案同様、特別職報酬等審議会においてご審議いただき、答申されたものでございまして、今回改正を提案する次第でございます。

内容につきましては、対照表によりご説明申し上げます。

附則第3項を改正するものでございますが、平成26年4月1日から識見を有する者のうちから選任された監査委員につきましては、12万700円を12万7,800円に改正するなど、各委員の報酬額につきましては記載のとおりそれぞれ改正させていただくものとしてございまして、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしてございます。

次に、議案第247号赤平市特別職の給与に関する条

例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現行の市長、副市長に係る給料月額につきましては、平成23年6月1日に改正し、附則に定めてございますが、提案の趣旨につきましてはさきにご説明させていただきました議案と同様、特別職報酬等審議会においてご審議いただき、答申されたものでございまして、今回改正を提案する次第でございます。

改正の内容につきまして対照表によりご説明申し上げます。

附則第2項は、給料の特例を規定してございますが、平成26年4月1日から市長にあっては月額53万6,000円を77万4,000円に、副市長にあっては月額50万3,000円を63万1,000円にそれぞれ改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第248号赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現行の教育長の給料月額につきましては、市長、副市長と同様、平成23年6月1日に改正し、附則で定めているものでございますが、同様に特別職報酬等審議会においてご審議いただき、答申されたものでございまして、今回改正を提案する次第でございます。

改正の内容につきまして対照表によりご説明申し上げます。

附則第3項は、給料の特例を規定してございますが、平成26年4月1日から月額47万4,000円を54万3,000円に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第245号から第248号までご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第245号、第246号、第247号、第248号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第245号、第246号、第247号、第248号については、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、植村議員、菊島議員、獅畑議員、北市議員、竹村議員、向井議員、太田議員、五十嵐議員、以上8名を指名いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第11 議案第249号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第249号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

現在職員の給料につきましては、3%の減額とし、さらに一般行政職の55歳以上で6級に在級している者につきましては、本給の1.5%を削減としているところでございますが、職員給の減額率を3%から2%とし、医療職給料表2及び医療職給料表3につきましても6級を設けておりますことから、一般行政職と同様に55歳以上の6級に在級している者につきましては本給の1.5%削減とするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照

表によりご説明を申し上げます。

附則第11項につきましては、給料の減額について規定してございますが、給料の減額率を2%とし、措置の期間を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間とするため、字句を改めるものでございます。

附則第13項につきましては、55歳以上の職員の給与の支給について定めておりますが、医療職給料表2及び医療職給料表3の6級に在級している者も対象とするため、表に追加するものであります。

改正附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第249号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第249号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第12 議案第250号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第250号赤平市市税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成18年度より本条例によりまして納税の公平性

と市税等に対する市民の信頼の確保、さらには滞納者に対する納税の推進を図るため、市税等を滞納し、納税について著しく誠実性を欠く納税義務者に対しまして行政サービスの制限を実施してございます。現在行政サービスの制限対象項目は、現行で59項目の事業がございまして、このたび施設名の変更に伴う事業名の変更や新たな事業の追加等がございまして、ことから改正をするものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表の改正でございまして、第32項の赤平市中小企業振興資金は、事業の整理に伴いまして削除するものでございます。

第33項につきましては、事業の整理、事業名の変更に伴い字句を改めるもので、前項の削除に伴い項を繰り上げるものでございます。

第34項から第39項につきましては、第32項の削除に伴い項を繰り上げるものでございます。

第40項につきましては、施設の名称の変更に伴い字句を改め、同様に第32項の削除に伴いまして項を繰り上げるものでございます。

第41項から第59項までは、32項の削除に伴い項を繰り上げるもので、さらに59項から第62項といたしまして民間賃貸住宅家賃助成事業、民間賃貸住宅建設助成事業、民間賃貸住宅リフォーム助成事業、高齢者世帯等除雪費助成事業の4事業を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第250号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第13 議案第251号赤平市社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第251号赤平市社会教育委員設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴いまして社会教育法が改正され、これまで同法に定められておりました社会教育委員の委嘱の基準につきましては、文部科学省令を参酌し、条例で定めることとされましたことなどから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、設置の規定といたしまして見出しを追加するものでございます。

第2条は、定数の規定といたしまして見出しを追加するものでございます。

第3条は、委員の構成の規定といたしまして見出しを追加し、社会教育委員の委嘱の基準につきまして文部科学省の省令を参酌し、各号のとおり定めるものでございます。

第4条は、任期の規定といたしまして見出しを追加するものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとし、第2項といたしまして経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第251号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第14 議案第252号赤平市青少年問題協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第252号赤平市青少年問題協議会条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの議案と同様、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴いまして地方青少年問題協議会法が改正され、これまで同法に定められておりました青少年問題協議会の会長と委員の要件に係る規定につきましては削除され、条例で定める必要がありますことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第2条は、委員の規定といたしておりましたが、組織の規定といたしまして、委員の要件などを規定するため条を改正するものでございます。

第3条は、会長及び副会長の規定でございますが、会長は市長をもって充てるとして項を追加し、以下項を繰り下げたものでございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとし、第2項といたしまして経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第252号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

**○議長（若山武信君）** 日程第15 議案第253号赤平市リフレッシュセンター設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（町田秀一君）**〔登壇〕 議案第253号赤平市リフレッシュセンター設置条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

住友地区リフレッシュセンターにつきましては、住友地区にございます2カ所の入浴施設のうちの1つでありましたが、公営住宅の建てかえ等により入浴者が減少し、効率的な運営を図っていくため平成17年4月より既に休止しており、また平成25年2月に策定いたしました遊休施設等整備計画におきましても浴場として整備されているため他の利用が難しいことなどから廃止の方針としており、今般廃止したものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（若山武信君）** これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第253号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第253号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第253号について採決をいたしません。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（若山武信君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

**○議長（若山武信君）** 日程第16 議案第254号赤平市中小企業振興資金融資条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

**○総務課長（町田秀一君）**〔登壇〕 議案第254号赤平市中小企業振興資金融資条例の全部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中小企業の融資に係る制度といたしましては、現在赤平市中小企業振興資金融資条例のほか赤平市中小企業融資制度要綱も運用しておりますが、今般この2つの制度を整理し、運用していくため、条例の全部改正を行うものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明申し上げます。

条例名を赤平市中小企業融資条例と改めるものでございます。

第1条につきましては、本条例の目的について規定したものでございます。

第2条につきましては、中小企業者等用語の意義を定めたものでございます。

第3条につきましては、資金の融資を円滑に行わせるため原資金の預託について規定したものでございます。

第4条につきましては、市税を完納しているものなど融資の対象を規定したものでございます。

第5条につきましては、貸付金額の限度など融資条件を規定したものでございます。

第6条は、申込書に必要な書類を添えて市長に提出するといったしまして、融資の申し込みについて規定したものでございます。

第7条につきましては、融資の決定等につきまして規定したものでございます。

第8条につきましては、取り扱い金融機関の実施報告について規定したものでございます。

第9条につきましては、保証料の補給について規定したものでございます。

第10条につきましては、第9条による保証料の補給申請等につきまして規定したものでございます。

第11条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとした委任の規定としてございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとして施行期日を規定し、附則第2項は経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第254号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第254号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第17 議案第255号赤平市農産物加工実習センター条例の制定についてを議

題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第255号赤平市農産物加工実習センター条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市フラワーセンターにつきましては、花の特産地づくりを目指し、花のまち赤平として魅力あるまちの形成を図るため平成元年4月から供用開始しておりましたが、現在においてはJAたきかわ女性部赤平支部などにより地場産品を利用し、みそ、トマトジュース、豆腐、こうじ等がつくられるなど利用されており、こうした利用のほかにみそ、トマトジュース、豆腐、こうじづくりの講習会や新たな特産品づくり、食材となる農産物の栽培、試作研究など幅広く利用できる施設としていくため、本条例を制定するものでございます。

第1条につきましては、センターの設置につきまして規定したものでございます。

第2条につきましては、センターの名称及び位置を規定したものでございます。

第3条につきましては、センターを使用する場合の承認につきまして規定したものでございます。

第4条につきましては、センターの使用の制限につきまして規定したものでございます。

第5条につきましては、センターの使用料につきまして規定したもので、別表に使用料を定めてございます。

第6条につきましては、使用料の減免につきまして規定したものでございます。

第7条につきましては、使用料の還付につきまして規定したものでございます。

第8条につきましては、承認を受けた目的以外の使用等の禁止について規定したものでございます。

第9条につきましては、使用の承認の取り消し等につきまして規定したものでございます。

第10条につきましては、センターの使用が終わったときなどの原状の回復について規定したものでご

ざいます。

第11条につきましては、建物等破損等した場合の損害賠償につきまして規定したものでございます。

第12条につきましては、指定管理者に管理を行わせることができるとして規定をしたもので、第13条につきましては指定管理した場合の読みかえの規定となっております。

第14条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとした委任の規定としてございます。

附則第1項といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとし、附則第2項として赤平市フラワーセンター条例の廃止について規定したものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第255号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第255号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（若山武信君） 日程第18 議案第256号消防広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第256号消防広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

す。

昨年の第3回定例会におきまして滝川地区広域消防事務組合に加入する議決をいただき、また10月25日付で知事の承認を受けましたことから、本年4月1日をもちまして当組合に加入することとなり、今後滝川地区広域消防事務組合の規定において定められることになるなどなりますことから、消防にかかわる条例につきまして廃止及び一部改正をするものでございます。

第1条は、赤平市消防本部及び消防署設置条例等の廃止でございますが、赤平市消防本部及び消防署設置条例、赤平市消防手数料徴収条例、赤平市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例、赤平市消防団条例、赤平市火災予防条例の5条例を廃止するものでございます。

第2条は、赤平市情報公開条例の一部改正でございますが、赤平市情報公開条例第2条第1号におきまして実施機関を定めてございますが、関連の字句を削除するため改めるものでございます。

第3条は、赤平市個人情報保護条例の一部改正でございますが、赤平市情報公開条例同様、赤平市個人情報保護条例第2条第1号におきまして実施機関を定めてございますが、関連の字句を削除するため改めるものでございます。

第4条は、赤平市防災会議条例の一部改正でございますが、赤平市防災会議条例第3条第5項におきまして防災会議の委員を定めてございますが、滝川地区広域消防事務組合の赤平消防署長及び赤平消防団長とするため、字句を改めるものでございます。

第5条は、赤平市職員定数条例の一部改正でございますが、赤平市職員定数条例第2条第1号におきまして市長の補助機関たる職員の定数を定めてございますが、消防本部及び消防署に属する職員の号の細分を削り、以下繰り上げるものでございます。

第3条につきましては、定数外職員につきまして定めてございますが、派遣された職員について追加するものでございます。

第6条は、赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する

る条例の一部改正でございますが、赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の別表におきまして特殊勤務手当の支給額等を定めてございますが、消防職員の特殊勤務手当を定めてございます4の部を削り、5の部を繰り上げ、4の部として改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとしてでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第256号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第256号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 日程第19 議案第257号中空知広域市町村圏組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第257号中空知広域市町村圏組合格約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

中空知広域市町村圏組合につきましては、5市5町をもって組織され、広域的な事業の事務を処理しているところでありますが、このたび中空知広域市町村圏組合の事務所の移転に伴いまして中空知広域市町村圏組合格約の一部を変更する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議

決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第4条につきましては、組合の事務所の位置を規定してございますが、滝川市役所内に移転することから条中の字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第257号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第257号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第257号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第20 議案第258号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第258号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

当市では、職員の退職手当の支給のため北海道市町村職員退職手当組合に加入しているところですが、今般上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が平成26年3月31日付でそれぞれ解散、脱退することに伴い、当該規約の一部を改正する必要がありますことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

さきにご説明させていただきましたとおり、当組合の構成団体が解散、脱退等いたしますことから、別表中、上川の項中、上川中部消防組合を削り、胆振の項中、伊達・壮瞥学校給食組合を削るものでございます。

附則といたしましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第258号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第258号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第258号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第21 議案第259号平成25年度赤平市一般会計補正予算、日程第22 議案第260号平成25年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第23 議案第261号平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第24 議案第262号平成25年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第25 議案第263号平成25年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第26 議案第264号平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第27 議案第265号平成25年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第28 議案第266号平成25年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第29 議案第267号平成25年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第259号平成25年度赤平市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,819万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,036万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

4ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。国の好循環実現のための経済対策の平成25年度補正予算に基づき本市においては福栄団地建設事業が該当となり、事実上本年度内の工事は困難であるため繰越明許費として1億6,320万円を補正するものであります。

第3表、地方債補正であります。変更として住宅整備事業ほか3事業について実績等に基づいて限度額を変更するもので、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。なお、今般の補正の内容につきましては、年度末を控え、入札結果や実績見込み等によるものが多く、これらについては説明を省略させていただきます。最初に、歳入であります。款9地方交付税として5,327万1,000円の増額であります。普通交付税の275万1,000円の増額につきましては国税五税の自然増等に伴う一部を財源として調整交付されるものであります。また、特別交付税の5,052万円の増額につきましては、本市が人口集中地区人口から外れたことにより市立病院が不採算地区病院に要する経費として交付されたものであり、同額を市立病院へ繰り出すこととなります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金として1,016万7,000円の増額であります。地域の元気臨時交付金の決定によるものであります。これに伴い建設事業の実績に対して財源補正等を行っているほか、本年度中に財源を活用できなかった1,650万8,000円につきましては本年度に財政調整基金に積み立て、新年度の建設事業に充当することになります。

同じく目2民生費国庫補助金として50万円の増額であります。障害者自立支援給付支払い等システム事業費の一部に対して補助されるものであります。

同じく目4土木費国庫補助金として9,089万9,000円の増額であります。本年度における地域住宅建設事業の実績に基づく減額のほか、先ほど申し上げた繰越明許費による福栄団地建設事業費として9,829万3,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。款14道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費道補助金、節1農業費道補助金として80万円の減額であります。北海道青年就農給付金事業費については、道から農業者への直接交付となったため150万円全てを減額するものであります。また、農地集積協力金交付事業については、農地集積や分散化した農地の連檐化が円滑に進むよう農地集積に協力される方に対して支払われる農地集積協力金に充当されるものであります。

款16寄附金として1,065万3,000円の増額であります。本年度に受けた寄附金を計上するものであります。

款18繰越金として2,850万8,000円の増額であります。平成24年度決算に基づく剰余金の残額を全て計上するものであります。

款19雑入として117万9,000円の増額であります。昨年4月12日の暴風発生により赤平中学校の渡り廊下の屋根の一部、福栄団地の館銘板、新町末広団地の屋根の一部が破損したことによる市有物件災害共済会給付金収入であります。

8ページをお願いいたします。款20市債、項1市債、目2土木債、節3住宅債として3,180万円の増額であります。公営住宅整備事業債については入札減によるもので、改良住宅等改善事業債については入札減等により1,260万円が減額となり、繰越明許費の福栄団地建設事業として5,970万円を計上しております。

10ページをお願いいたします。次に、歳出であり

ますが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費として109万2,000円の減額であります。年度途中に臨時職員が退職したため賃金として119万9,000円を減額し、本年4月から後期高齢者医療広域連合に派遣する職員1名の赴任旅費として10万7,000円を増額するものであります。

同じく目5財政管理費として1億6,678万7,000円の増額であります。今回の補正による歳入超過額につきまして財政調整基金に積み立てるものであります。なお、補正後における財政調整基金残高は19億8,585万2,000円となります。

同じく目9企画費、節25積立金として549万7,000円の増額であります。1件の方のまちづくり・人づくり寄附金、28件の方のふるさとガンバレ応援寄附金をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

14ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費として272万5,000円の減額であります。高齢者世帯等冬季生活支援費の対象世帯を2,000世帯で見込んでおりましたが、1,455世帯となったことによるものであります。同じく節25積立金として499万9,000円の増額であります。1企業からの社会福祉事業寄附金を社会福祉事業振興基金に積み立てるものであります。

同じく目2障害者福祉費、節13委託料として105万円の増額であります。障害者自立支援システム等改修委託料として計上し、国庫補助金が50万円充当されます。

同じく目5老人福祉費として1,200万5,000円の減額であります。高齢者世帯等除雪費助成事業につきましては助成要綱を整備し、性質上助成金を扶助費に振りかえたため、事務費となる委託料のみを予算化するため1,091万5,000円を減額し、助成金となる扶助費については実績の230世帯分の460万円を計上しております。

20ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費として1,221万8,000円の減額であります。主に浄化槽設置整備事業補助

金について20基分を見込んでおりましたが、実績により7基となったため1,243万円を減額し、国庫補助金も減額となっております。

飛びまして、32ページをお願いいたします。項2道路橋りょう費、目3除雪対策費として3,287万1,000円の増額であります。主に今期の除雪、除雪深ともに平年を大きく上回っており、賃金、燃料費並びに委託料が増額となっております。

34ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費、節15工事請負費として1億4,659万1,000円の増額であります。主に繰越明許費となる福栄団地建設に関する改良住宅新築工事として1億6,032万7,000円を計上したことによるものであります。

38ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節19負担金補助及び交付金として118万8,000円の減額であります。各小学校閉校記念協賛会補助金について実績に基づき48万円の減額となっております。

42ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費として15万6,000円の増額であります。茂尻小学校の靴箱を購入するものであります。

46ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目2青少年対策費として15万7,000円の増額であります。青少年育成事業寄附金を青少年基金に積み立てるものであります。

48ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目2総合体育館費、節13委託料として122万1,000円の増額であります。らんフェスタの屋外会場及び駐車場を確保するための除雪委託料であります。

52ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目2利子として618万6,000円の減額であります。財政調整基金の短期繰りかえ運用で資金繰りが可能なため、一時借入金利子として470万円を減額し、その他は平成24年度の借入金並びに借り入れ利率の確定による減額であります。

54ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目9病院事業会計繰出金として2,531万8,000円の増額であります。歳入の特別交付税でも申しあげましたように不採算地区病院の運営に要する経費として5,052万円が特別交付税で交付されたため、同額を繰出金として増額し、一方では人件費等の決算見込み額を減額するものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第260号平成25年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,852万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億556万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款8繰越金として2,847万円の増額であります。平成24年度決算に基づく剰余金の残額全てを繰越金として計上するものであります。

8ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金として1,452万3,000円の増額であります。平成24年度療養給付費等負担金の精算によるものであります。

同じく目4一般被保険者還付加算金として24万円の増額、目5退職被保険者等還付加算金として4万円の増額であります。過納金の計算方法の解釈の誤りによる過誤納還付加算金であります。

10ページをお願いいたします。款12予備費として1,166万7,000円の増額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するもので、今後の運営状況

を見きわめた上で基金の設置について検討してまいります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第261号平成25年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,869万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として298万7,000円の減額であります。主に繰越金の計上によるものであります。

款3繰越金として287万3,000円の増額であります。平成24年度決算に基づく剰余金を全て計上するものであります。

款5広域連合支出金、項1広域連合交付金、目1高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として11万4,000円の増額であります。制度周知のため広報紙やリーフレット等の送付などに要した費用に対して交付金が交付されるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2還付加算金として9,000円の増額であります。国民健康保険特別会計と同様に過納金の計算方法の解釈の誤りによる過誤納還付加算金であります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第262号平成25年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,008万5,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,731万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正ですが、変更として下水道整備事業の起債の限度額を2億680万円に変更するもので、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として1,298万5,000円の減額であります。主に下水道事業費並びに公債費の減額によるものであります。

款7市債、項1市債、目1下水道事業債として360万円の減額であります。石狩川流域下水道組合負担金の減額により、石狩川流域下水道中部地区事業債として360万円が減額となり、過疎対策事業債については全国的な予算枠によって採択から除外となり、下水道事業債に振りかえるものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目3流域下水道事業費として885万8,000円の減額であります。石狩川流域下水道組合の事業費並びに水量の確定による負担金を減額するものであります。

8ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目2利子として140万7,000円の減額ありますが、主に利率変動方式による借り入れ利率の引き下げによるものであります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第263号平成25年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の霊園特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1使用料及び手数料、項1使用料、目1霊園使用料として176万7,000円の増額、同じく項2手数料、目1霊園管理手数料として61万6,000円の増額ありますが、消費税率引き上げ前に墓石等を建設する方がふえたことが影響しているものと思われます。

款2繰入金、項1基金繰入金、目1霊園管理基金繰入金として131万2,000円の減額ありますが、繰越金の計上によるものであります。

款3繰越金として132万5,000円の増額ありますが、平成24年度決算に基づく剰余金を計上するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費として239万6,000円の増額ありますが、今回の補正による歳入超過額を霊園管理基金に積み立てるものであります。

以上で霊園特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第264号平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ190万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億980万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1サービス収入として105万円の減額であります。いずれも入所者数やサービス費用負担等の決算見込みによるものであります。

款3繰入金、項2基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金として85万3,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費として190万3,000円の減額であります。燃料費の高騰により燃料費として71万6,000円を増額し、ボイラーの故障及び水道の漏水により修繕料として39万3,000円を増額し、その他については決算見込みによるものであります。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第265号平成25年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成25年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,553万8,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,476万6,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として996万7,000円の減額であ

りますが、介護給付費等の減額により介護給付費準備基金繰入金を全て減額するものであります。

6ページをお願いいたします。次に、歳出であります。全て本年度の実績に基づく決算見込み額を補正しておりますので、特徴的なものについてのみご説明申し上げます。6ページの款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目3施設介護サービス給付費として4,140万円の減額であります。主に平成25年度からの介護老人福祉施設の増床による給付費が見込みより減額となったことによるものであります。

16ページをお願いいたします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として256万2,000円の増額であります。今回の補正による歳入超過額を介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第266号平成25年度赤平市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成25年度赤平市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。給水戸数を80戸増加し5,439戸とし、年間総配水量を2万立方メートル増加し176万立方メートルとし、1日平均配水量を55立方メートル増加し4,822立方メートルといたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を157万9,000円減額し、3億1,270万9,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を833万円減額し、3億42万6,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款資本的収入の補正予定額を560万4,000円増額し、1億86万3,000円といたします。

支出の第1款資本的支出の補正予定額を947万円減額し、1億7,629万1,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,542万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

2ページをお願いいたします。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を70万円減額し、5,930万円といたします。

第6条、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額を82万9,000円増額し、4,589万2,000円といたします。

第7条、予算第8条に定めた棚卸資産の購入限度額1,040万3,000円を1,060万3,000円に改めます。

3ページをお願いいたします。平成25年度赤平市水道事業会計予算実施計画書であります。収益的収入及び支出につきまして、まず収入の款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益として37万6,000円の増額であります。家庭用が減少し、業務用が増額となっております。

目2受託工事収益として5万円の増額ありますが、給水装置工事の増加によるものであります。

目3他会計負担金として274万9,000円の減額であります。資本的収入への振りかえによるものであります。

目4その他の営業収益として29万円の増額ありますが、材料売却収益等の増額によるものであります。

項2営業外収益、目2雑収益として45万4,000円の増額ありますが、鉄くず等の売却益が増加したことによるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費として129万4,000円の減額、目2配水及び給水費として11万3,000円の減額、目4総係費として459万4,000円の減額ありますが、主に事業の執行残によるものであります。

目5減価償却費として184万4,000円の減額、目6

資産減耗費として190万9,000円の減額であります。主に固定資産の精査によるものであります。

5ページをお願いいたします。項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として62万9,000円の減額ありますが、当年度の借入額の確定等によるものであります。

目2消費税及び地方消費税として148万5,000円の増額ありますが、主に営業費用の執行によるものであります。

項3特別損失、目1過年度損益修正損として56万8,000円の増額ありますが、過年度水道料の修正によるものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出につきまして、収入であります。款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として70万円の減額ありますが、対象工事額の確定によるものであります。

項2配水管布設替補償金、目1配水管布設替補償金として381万の増額ありますが、補償工事の実施に伴う補償金の確定によるものであります。

項3他会計補助金、目1他会計補助金として249万4,000円の増額ありますが、収益的収入からの振りかえによるものであります。

次に、支出であります。款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として532万8,000円の減額、目2量水器設置費として110万5,000円の減額、目3固定資産購入費として325万6,000円の減額、目4浄水施設改良費として21万9,000円の増額ありますが、工事の発注による決算見込みであります。

次に、7ページは資金計画であります。

8ページ、9ページは給与費明細書、10ページは予定貸借対照表であります。11ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金として利益剰余金合計額は1億7,082万円を見込むものであります。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第267号平成25年度赤平市病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成25年度赤平市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成25年度赤平市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。医療機器等整備事業として主に器具及び備品などの執行残に伴い418万2,000円を減額し、5,553万4,000円とし、病棟建替事業として実施設計及び精神科病棟除却工事分等で7,840万円を増額し、9,467万5,000円といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。まず、収入といたしまして、第1款病院事業収益の補正予定額3,265万7,000円を増額し、23億2,844万7,000円といたします。

支出といたしまして、第1款病院事業費用の補正予定額5,993万1,000円を減額し、21億4,305万9,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額1,641万9,000円を減額し、2億8,437万6,000円といたします。

支出といたしましては、第1款資本的支出の補正予定額626万3,000円を減額し、5億2,214万3,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の2億3,776万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億3,776万7,000円で補填するものといたします。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正いたします。変更として、医療機器等整備事業を4,190万円、病棟建替事業を3,870万円にそれぞれ変更いたします。また、追加といたしまして、医師及び患者送迎用車両購入事業として280万円を追加す

るもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額7,315万8,000円を減額し、12億8,956万6,000円といたします。

第7条、予算第8条に定めた他会計からの補助金について1,940万9,000円を減額し、9,843万6,000円といたします。

第8条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を1,094万9,000円増額し、2億5,628万1,000円といたします。

3ページをお願いいたします。平成25年度赤平市病院事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出につきまして、まず収入であります。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第3目その他医業収益として786万6,000円の増額であります。主に特定健診及びインフルエンザ等の予防接種の件数の増加によるものであります。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金として1,940万9,000円の減額であります。主に医師確保対策に要する経費として研修医の人件費に係る一般会計からの繰入金を減額するものであります。

第3目他会計負担金として4,525万3,000円の増額であります。主に不採算地区病院としての特別交付税措置額について一般会計からの繰入金を増額するものであります。

第4目その他医業外収益として105万3,000円の減額であります。主に職員住宅貸付収益等の減額によるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費として7,315万8,000円の減額であります。主に1年次の研修医及び看護師の給料等の減額によるものであります。

第2目材料費として903万5,000円の増額であります。主に診療材料費の増額によるものであります。

目3経費として255万2,000円の減額であります  
が、主に修繕費及び外来診療に係る委託料等において減額するものであります。

目5資産減耗費として898万2,000円の増額であります  
が、主に精神科病棟の除却に係る設備等に対し計上するものであります。

5ページをお願いいたします。項2医業外費用、  
目1支払利息及び企業債取扱諸費として308万5,000  
円の減額であります。主に資金運用において一時  
借入金が必要となる見通しとなったため、その利息  
について減額するものであります。

目2消費税及び地方消費税として100万円の増額  
であります。概算見込み額によるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。資本金的収入  
及び支出であります。収入の款1資本金的収入、項  
1企業債、目1企業債として1,620万円の減額であり  
ますが、主に医療機器等整備事業債の減額によるも  
のであります。

次に、支出につきましては、款1資本金的支出、項  
1建設改良費、目1病棟建替事業費として130万  
7,000円の減額であります。実施設計及び精神科病  
棟除却工事に係る入札による執行残であります。

目2固定資産購入費として418万2,000円の減額に  
つきましても入札の執行残等によるものでありま  
す。

項3企業債償還金、目1企業債償還金として41万  
4,000円の減額であります。借入額の確定に伴うも  
のであります。

次の7ページの資金計画書及び8ページ、9ペー  
ジの給与費明細書につきましては、説明を省略させ  
ていただきます。

10ページをお願いいたします。平成25年度赤平市  
病院事業予定貸借対照表であります。11ページの  
6、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり、当  
年度純利益は1億8,538万8,000円を見込むものであり  
ます。

以上、議案第259号から第267号まで一括してご提  
案申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長(若山武信君) これより、一括質疑に入  
ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番(植村真美君) 質疑させていただきます。

まず、一般会計の部分でございます。7ページで  
ございます。農林水産業費の道の補助金の部分で、  
農地の集積協力金ということで協力した方たちに協  
力金として70万円計上されているのですけれども、  
この内訳を教えてくださいなというふうに思い  
ます。

続きまして、介護サービス事業の件でございます。  
7ページでございます。愛真ホームの一般管理費の  
ご説明がありまして、修繕料がかかっています。若  
干ですけれども、39万3,000円、これの内容をご説明  
いただきたく思います。

続きまして、病院会計でございます。支出の部  
の4ページでございます。経費の部分で委託料が374  
万9,000円浮いている形になってございますが、これ  
は当初の見込みより人数が少なかったのか、それと  
も対応ができなかったのか、そのあたりのことを教  
えていただきたく思います。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長(若山武信君) 農政課長。

○農政課長(菊島美時君) 農地集積協力金の70万  
円につきましては、1件につきまして2ヘクタール  
以上超えていますので、1件が70万円該当になって  
おります。

○議長(若山武信君) 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(齊藤幸英君) 愛真ホームの  
修繕費についてご説明いたします。

ボイラー修繕、さらに上水道の修繕のその2件に  
ついて冬期間に発生した故障の部分を修理したとい  
うことでございます。

○議長(若山武信君) 病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長(實吉俊介君) 委託料  
の減額の部分につきましてご説明いたします。

給食費や一部診療の業務の委託の部分の減額はあ  
りますが、主に医師確保成功報酬の減額ということ

でご理解いただければと思います。

○議長（若山武信君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 愛真ホームの件だったのですけれども、冬期間のしばれか何かの問題だったのでしょうか。

○議長（若山武信君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（齊藤幸英君） 施設については、もう36年経過をしております、かなり古くなっているということがございまして、凍結というより、水道でいけば管が破損したと。それと、ポイラーについては、メーター類だとかそういった部分の故障ということでございます。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） ちょっと2点ほどお聞きしたいのですが、一般会計の11ページ、ズリ山展望広場の整備事業ですけれども、ここで172万6,000円が減額補正されていますけれども、この172万6,000円というのは事業で使われなかった金額ということに理解してよろしゅうございますか。まず、お願いします。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） おっしゃられますとおり入札等の執行残ということで不用になった金額であります。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） 入札で浮いたお金というぐあいに理解したのですが、実は私どものいただいている資料の中にこの工事の入札価格が2つあると。同じ事業に2つ出ていると。前年の第3回定例会でいただきました工事進捗状況の金額の中に駐車場整備事業として1,890万という金額がのってございます。それから、12月にいただきました進捗状況の入札価格は1,913万1,000円と。この数字の違いは何を意味するのか。172万6,000円を出すときにこのどちらの数字が正しいのかわかりませんので、ちょっと精査をお願いいたしたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） ズリ山の駐車場の金額の違いなのですが、手元に詳しい資料ないので、詳しいことはお答えできませんが、設計変更で増額になったと、そのように記憶しております。

○議長（若山武信君） 北市議員。

○8番（北市勲君） 3回目ですからこれでやめませうけれども、今の設計変更でとなると当然議会にその辺の詳細は報告すべきでないのかなと思いますけれども、この辺についてはこの数字をもってすれば172万6,000円という数字が出るのかどうか、ちょっと私もやってみて合わないものですから、この辺のところをきちっと出していただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょう。

○議長（若山武信君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 手元に資料がないものですから、ちょっとお時間いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（若山武信君） では、暫時休憩といたします。

（午後 2時34分 休憩）

（午後 2時41分 再開）

○議長（若山武信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 先ほどのズリ山展望広場の関係についてご答弁をさせていただきます。

まず、駐車場整備の関係なのですが、契約時には1,890万ということで計上し、その後設計変更をして最終的な金額は1,913万1,000円ということで報告をさせていただいた数字になっております。設計変更の内容としましては、工事中に既設構造物の取り壊し等当初想定していなかったものが出てきたということで、増額ということで変更させていただいております。

なお、全体金額に対する今回の補正額172万6,000円の内訳でございますが、建築主体、それと電気設備、機械設備、それぞれ建物にかかわる部分という

ことで、金額が3工事足しまして3,366万3,000円、そのほかに駐車場の整備、園路整備ということで、駐車場整備につきましては先ほどご説明をしました設計変更後の1,913万1,000円、それと最後の工事なのですが、園路整備ということでこの工事費が397万9,500円ということで、合計をしまして5,677万3,500円、これを当初予算から差し引きますと172万6,500円ということで、今回の補正額172万6,000円ということで減額しています。

以上でございます。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君） 一般会計補正予算の49ページ、教育費の保健体育費のことで、スポーツレクリエーション活動の推進で除雪委託料122万1,000円ということで、これ先ほどらんフェスタの除雪というような説明されましたけれども、これは総合体育館全体の雪が多くて除雪費の増加の分とらんフェスタの駐車場といいますか、それを広げるための除雪の費用とするのか、その内訳というか、どのようなことになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若山武信君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉村春義君） お答え申し上げます。

今回の122万1,000円の増の内訳ですけれども、2月分の見込み、これブルドーザーが10時間分、それから3月分の見込みとしましてこれもブルドーザー分が12時間分でございます。そしてあと、排雪トラック分といたしまして26台、それと総合体育館の向かいにありますふれあいプラザ、噴水の周辺でありますけれども、その周辺の排雪業務につきまして、その量等につきまして積算根拠となっております。

○議長（若山武信君） 向井議員。

○1番（向井義擴君） らんフェスタのための部分だけでこれだけの予算をつくったのかなと思って、誤解しそうになったのです。違うのではないかとということで確認したところですよ。よろしいです。

○議長（若山武信君） そのほかにもございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第259号、第260号、第261号、第262号、第263号、第264号、第265号、第266号、第267号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第259号、第260号、第261号、第262号、第263号、第264号、第265号、第266号、第267号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第259号、第260号、第261号、第262号、第263号、第264号、第265号、第266号、第267号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○議長（若山武信君） 日程第30 議案第268号平成26年度赤平市一般会計予算、日程第31 議案第269号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第32 議案第270号平成26年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第33 議案第271号平成26年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第34 議案第272号平成26年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第35 議案第273号平成26年度赤平市霊園特別会計予算、日程第36 議案第274号平成26年度赤

平市用地取得特別会計予算、日程第37 議案第275号平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第38 議案第276号平成26年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第39 議案第277号平成26年度赤平市水道事業会計予算、日程第40 議案第278号平成26年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕平成26年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

平成24年度決算におきましても地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標は、全て健全段階を維持する結果となっておりますが、人口減少等により財政運営は厳しい状況が続いております。こうした中、平成26年度の予算編成に当たりましては、赤平市財政健全化計画改訂版等の考えを踏襲しておりますが、一方では第5次赤平市総合計画の推進や人口減少対策に取り組んでまいります。このため安全、安心社会の実現に向け、市立赤平総合病院の病棟建替事業並びに赤平消防署消防総合庁舎建設事業などを実施してまいります。また、総合計画の3つの重点プロジェクトとして継続事業のほかに産業振興については空き店舗活用を含む商業振興策を検討する商店街振興対策協議会に対する補助、国が創設している地域おこし協力隊の隊員の採用、赤平の特産品を道外などにもPRするための赤平特産品推進協議会に対する補助を行ってまいります。少子化対策としては、子ども・子育て支援事業計画の策定や幼稚園、保育所、児童館等の施設の充実、子育て支援センターの体制強化、茂尻、住友赤平、平岸小学校の3小学校の統合をスタートしてまいります。住環境整備としては、移住定住対策として民間賃貸住宅の建設、リフォーム、家賃の助成制度を創設してまいります。なお、本年は、市制施行60周年に当たり記念式典や各種イベントの拡大、少年スポーツ教室、コンサートなどを開催してまいります。

歳入であります。歳入のうちの市税につきましては、個人住民税は平成26年度から復興税を含め、対前年度比1.3%の増、法人市民税は一部企業の減収が見込まれ、対前年度比14.1%の減、固定資産税は企業振興に伴う一部企業の課税免除もあって対前年度比2.0%の減、軽自動車税は台数の増加によって対前年度比1.6%の増となり、市税全体としては対前年度比1.5%の減となりました。地方交付税につきましては、普通交付税として地域の元気創造事業費の増額などによって対前年度比2.4%の増、特別交付税は平成25年度から不採算地区病院の運営に要する経費の加算もあり、対前年度比6.7%の増、臨時財政対策債は対前年度比3.1%の減、臨時財政対策債を含む地方交付税総額は対前年度比2.9%の増となっております。

次に、歳出であります。人件費は滝川地区広域消防事務組合に加入することにより消防職員の人件費が補助費等に移行となり、対前年度比13.5%の減、逆に補助費等が対前年度比43.8%の増、普通建設事業費は赤平消防署消防総合庁舎建設事業による増加はありますが、対前年度比5.5%の減となっております。

以上、一般会計の予算規模は83億9,429万3,000円、対前年度比3,091万2,000円、0.4%の増となっております。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が19億2,642万7,000円、後期高齢者医療特別会計が2億6,446万5,000円、土地造成事業特別会計が17万円、下水道事業特別会計が6億3,909万9,000円、霊園特別会計が563万2,000円、用地取得特別会計が4,532万円、介護サービス事業特別会計が2億1,301万9,000円、介護保険特別会計が14億3,725万5,000円となっております。特に国民健康保険特別会計につきましては、単年度の収支均衡が図られ、これまでの一般会計からの単年度赤字分の繰入金も全て減額となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が6億606万6,000円、病院事業会計が66億7,659万円となつて

おり、両会計ともに地方公営企業会計制度の見直しによる影響によって増額になっているほか、病院事業会計につきましては病棟建替事業もあって対前年度比152.8%の増となっております。以上、全会計の予算総額は202億833万6,000円、対前年度比41億3,448万円、25.7%の増となっております。

以下、予算書の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成26年度各会計予算及び予算説明書により、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、議案第268号平成26年度赤平市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

平成26年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億9,429万3,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によります。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めます。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、地方債につきましては、排水整備事業ほか6件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項1市民税、目1個人市民税として2億9,245万6,000円、前年度比373万1,000円の増額であります。主に平成26年

度からの復興税によるものであります。

同じく目2法人市民税として6,065万4,000円、前年度比991万9,000円の減額であります。一部企業の減収を見込むものであります。

同じく項2固定資産税、目1固定資産税として3億1,175万6,000円、前年度比645万4,000円の減額であります。企業振興に伴う一部企業の投資に対する課税免除によるものであります。

14ページをお願いいたします。款6地方消費税交付金として1億5,776万8,000円、前年度比2,495万5,000円の増額であります。本年4月からの消費税率の引き上げに伴うものであります。

款7自動車取得税交付金として636万7,000円、前年度に820万4,000円の減額であります。消費税率引き上げに伴う段階的な税率引き下げによるものであります。

16ページをお願いいたします。款9地方交付税として41億3,661万9,000円、前年度比1億2,952万9,000円の増額であります。普通交付税につきましては個別算定経費並びに包括算定経費について総務省が示した推計率を加味し、減額となります。地域の元気創造事業費や事業費補正、3年に1度の錯誤措置額の復元により増額となっております。また、特別交付税につきましては、平成25年度から当市が人口集中地区人口から外れたことに伴い、不採算地区病院の運営に要する経費が交付されることとなったため増額となっております。

22ページをお願いいたします。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金として8,453万9,000円、前年度比7,328万4,000円の増額であります。主に地方消費税率の引き上げに伴う国の生活支援策と連動し、臨時福祉給付金給付費並びに子育て世帯臨時特例給付金給付費の計上によるものであります。

30ページをお願いいたします。款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として3億9,166万円、前年度比1,930万5,000円の増額であります。本定例会による補正後の金額から今回の繰入

金を差し引いた基金残高は15億9,419万2,000円となります。

32ページをお願いいたします。款19諸収入、項5雑入、目2雑入として3,196万7,000円、前年度比2,458万3,000円の減額であります。前年度の3年に1度の退職手当組合事前納付精算還付金の減額によるものであります。

36ページをお願いいたします。款20市債として6億5,000万8,000円、前年度比8,022万9,000円の増額であります。主に目2消防債として赤平消防署消防総合庁舎建設によるものであります。

次に、歳出であります。40ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料であります。マイナンバー法導入に伴う現況調査委託料として304万6,000円、節15工事請負費であります。災害時に備え赤平テレビ中継局予備電源整備工事として484万6,000円、節19負担金補助及び交付金であります。赤平高校が平成26年度で閉校となるため、北海道赤平高等学校閉校記念事業協賛会補助金として100万円、また赤平市は本年市制施行60周年を迎えるため、記念式典等を実施するために市制施行60周年記念事業交付金として50万円を計上しております。

42ページをお願いいたします。同じく目3電算管理費、節18備品購入費であります。ウィンドウズのセキュリティ対策等に関連し、パソコンの更新費用として1,444万6,000円を計上しております。

48ページをお願いいたします。同じく目9企画費、節19負担金補助及び交付金であります。人口減少に伴う移住定住策として民間賃貸住宅家賃助成事業補助金として180万円を計上しております。

同じく目10地域おこし協力隊事業費として808万6,000円の計上ですが、まちの魅力を市内外にPRするため、道外から隊員1名を採用し、その人件費と活動経費を計上するものであります。

52ページをお願いいたします。同じく目15防災費、55ページの節14使用料及び賃借料であります。災害時に高齢者や障害者など支援を必要とする方の避

難行動要支援者名簿作成システムに要する費用として139万5,000円を計上しております。

58ページをお願いいたします。同じく項3戸籍住民基本台帳費として710万4,000円、前年度比9,112万8,000円の減額であります。前年度の戸籍データ作成委託料の減額によるものであります。

60ページをお願いいたします。同じく項4選挙費、目2農業委員会委員選挙費として146万5,000円の計上ですが、3年に1度の選挙に伴う経費を計上しております。

68ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節13委託料並びに節20扶助費であります。平成25年度補正予算により対応した高齢者世帯等除雪費助成事業に関する経費として事務費を含め569万9,000円を当初予算から計上しております。

70ページをお願いいたします。同じく目6医療給付費、節20扶助費であります。中学生以下の子供の医療費自己負担の無料化を継続する予算として1,100万円を計上しております。

72ページをお願いいたします。同じく目9臨時福祉給付金給付事業費として6,079万3,000円、目10子育て世帯臨時特例給付金給付事業費として880万円の計上ですが、消費税率の引き上げに伴う国における生活支援策と連動して計上するもので、事務費並びに給付費に対して全額国庫補助金が充当されます。

82ページをお願いいたします。同じく項3生活保護費として7億3,772万6,000円、前年度比2,296万円の減額であります。主に対象世帯数の減少による生活扶助費の減額によるものであります。

92ページをお願いいたします。款4衛生費、項2清掃費、目3し尿処理費として9,960万5,000円、前年度比1,638万2,000円の増額であります。主に空知6市6町における浄化槽汚泥を平成27年4月から広域的に共同処理するための汚泥等処理効果促進事業負担金の増額によるものであります。

98ページをお願いいたします。款6農林水産業費、

項1 農業費、目3 農業振興費、節13委託料であります。住吉地区の排水路整備に向けた排水路測量調査設計委託料として414万3,000円を計上しております。

100ページをお願いいたします。同じく目5 農産物加工実習センター費として106万1,000円の計上ですが、本議会における条例提案と関連するもので、フラワーセンター費を廃目とし、新たに農産物加工実習センター費を計上するものであります。

110ページをお願いいたします。款7 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費、節15工事請負費であります。泉町から東大町間の商店街街路灯LED化工事として2,376万円を計上し、節19負担金補助及び交付金ですが、新年度は企業振興促進事業補助金の対象企業がないため減額となっております。前年度に引き続き赤平市チャレンジ・アレンジ産業振興奨励事業補助金、スーパープレミアムつき商品券発行助成補助金、店舗近代化促進事業補助金を計上しているほか、産業振興人材育成事業補助金については実施主体を赤平市産業振興企業協議会に移行となるため交付金から補助金に振りかえ、新たに空き店舗や空き地の活用を含む商店街振興策を具体的に協議するため商店街振興対策事業補助金を計上しております。さらに、市制施行60周年記念事業として、産業フェスティバルの事業拡大を図るため赤平産業フェスティバル実行委員会補助金として80万円を増額し、160万円を計上していただきます。

同じく目2 観光費、節15工事請負費ですが、赤平駅前広場ホワイトイルミネーション設置工事として394万2,000円を計上し、節19負担金補助及び交付金ですが、地元特産品を道外でもPRするなどイメージアップや販路拡大を検討するため赤平特産品推進協議会補助金として200万円を計上し、さらに市制施行60周年記念事業として市民花火大会を含む火まつり並びにらんフェスタの拡大を図るため赤平観光協会補助金として130万円を増額し、630万円を計上しております。

同じく目3 エルム高原施設費として6,693万5,000

円、前年度比688万5,000円の減額であります。主に前年度の施設整備工事の減額によるものであります。また、節13委託料ですが、平成26年度から平成28年度の3年間にわたる新たな指定管理に関する管理委託料として本年度は4,147万7,000円を計上しております。

114ページをお願いいたします。款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、節19負担金補助及び交付金ですが、人口減少に対する移住定住対策に向け、あんしん住宅助成事業補助金の継続予算として1,000万円を計上し、新たに民間賃貸住宅建設助成事業補助金として960万円、民間賃貸住宅リフォーム助成事業補助金として200万円を計上しております。

116ページをお願いいたします。同じく項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費、節15工事請負費ですが、百戸本通落石防護柵設置工事として1,500万円を計上しております。

同じく目4 道路新設改良費、節13委託料ですが、通学路等の安全確保のため文京学園通緑橋実施設計委託料として250万円を計上しております。また、節15工事請負費ですが、翠光1条通ほか4路線の改良舗装工事並びに泉町通排水整備工事として総額7,870万円を計上しております。

120ページをお願いいたします。同じく目6 橋りょう改良費、節13委託料ですが、新成大橋ほか2橋の橋梁長寿命化実施設計委託料として1,700万円を計上し、節15工事請負費ですが、住吉橋ほか3橋の橋梁改修工事として3,000万円を計上しております。

122ページをお願いいたします。同じく項3 河川費、目2 河川改良費、節15工事請負費ですが、滝の川ほか2河川の復旧工事として1,750万円を計上しております。

同じく項4 都市計画費、目2 公園、節15工事請負費ですが、翠光苑改修のため都市公園改修工事として3,200万円を計上しております。

128ページをお願いいたします。同じく項5 住宅

費、目2地域住宅建設費、節13委託料であります。平成27年度から平成36年度までの公営住宅等の基本整備方針などを定める住生活基本計画、公営住宅等長寿化策定業務委託料として1,200万円を計上しております。また、節15工事請負費であります。福栄団地9号棟駐車場整備、新春日団地2棟10戸、春日第一団地2棟8戸の除却、若草団地外壁、屋上防水、給排水改善、若木団地屋根改善として6,408万5,000円を計上しております。

130ページをお願いいたします。本年4月から滝川地区広域消防事務組合へ加入となるため、新年度からは人件費等を含む全ての経費を款9消防費、項1消防費、目1消防総務費、節19負担金補助及び交付金の滝川地区広域消防事務組合負担金として予算計上することとなります。なお、赤平消防署消防総合庁舎建設に関しては、当組合が施行者となり、国等の補助金を差し引いた残りの1億2,963万2,000円を赤平市が負担することとなります。

132ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節18備品購入費であります。40人乗りのスクールバス1台を更新するため2,065万9,000円を計上しております。

138ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費として5,069万8,000円、前年度比3,738万5,000円の減額並びに目2教育振興費として2,266万1,000円、前年度比355万4,000円の減額であります。本年4月より茂尻、住友赤平、平岸小学校の3校統合により賃金や光熱水費を初め大幅に減額となっております。

142ページをお願いいたします。同じく項4中学校費、目2教育振興費、節20扶助費であります。中学生については新年度からスクールバスを廃止し、公共交通バスの定期券を交付するため、通学助成費として合わせて540万5,000円を計上するものであります。

148ページをお願いします。同じく目4東公民館費として1,398万5,000円、前年度比1,793万6,000円の減額であります。前年度の大規模改修による施設

整備工事の減額によるものであります。なお、新年度の節15工事請負費であります。照明及び誘導灯省エネ改修、調理台改修として401万6,000円を計上しております。

154ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目1保健体育総務費、節8報償費であります。市制施行60周年記念事業として子供たちを対象とした野球、フットサル、バレーボールの各スポーツ教室を開催するための講師謝礼として43万円を計上しております。

同じく目2総合体育館費として3,059万3,000円、前年度比2,370万8,000円の減額であります。主に節15工事請負費の減額であります。新年度はトイレ用ジェットタオル設置など施設整備工事として202万1,000円を計上しております。

160ページをお願いいたします。同じく項7学校給食費、目1学校給食センター費、節18備品購入費であります。グラウンドケトルを更新するため1,062万8,000円を計上しております。

162ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目1元金として7億9,901万5,000円、前年度比5,196万円の増額であります。主に市民プール建設時の過疎対策事業債の元金償還額2,900万9,000円が新年度から償還が開始されるほか、臨時財政対策債の元金償還額が前年度より1,959万7,000円の増額となっているためであります。

166ページをお願いいたします。款12諸支出金、項2特別会計繰出金、目1国民健康保険特別会計繰出金として1億7,270万8,000円、前年度比1億392万9,000円の減額であります。主に新年度の国民健康保険特別会計の収支均衡が図られているため、一般会計からの単年度赤字分の繰入金が増額となったことによるものであります。

同じく目10病院事業会計繰出金として8億5,778万円、前年度比6,039万5,000円の増額であります。主に歳入でも申し上げましたように平成25年度から不採算地区病院の運営に要する経費として特別交付税で5,052万円が措置され、同額を繰り出すため増額

となっております。

168ページをお願いいたします。款13職員給与費として11億4,367万5,000円、前年度比2億149万1,000円の減額であります。主に消防職員の給与費が消防費の滝川地区広域消防事務組合負担金に移行となったためであります。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第269号平成26年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。183ページをお願いいたします。

平成26年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億2,642万7,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。191ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として1億8,980万4,000円、前年度比504万1,000円の減額であります。主に医療給付費分現年課税分として人口減少傾向に対し、75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行していることなどから被保険者数が減少しております。

款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金として2億8,260万5,000円、前年度比1,380万4,000円の減額であります。主に療養給付

費等の減額によるものであります。

193ページをお願いいたします。款3療養給付費交付金として8,098万6,000円、前年度比2,434万9,000円の減額につきましても療養給付費の減額によるものであります。

款4前期高齢者交付金として5億9,867万6,000円、前年度比4,446万4,000円の増額であります。近年過年度の多額の精算額は差し引かれておりましたが、平準化されてきたことにより増額となるものであります。

款7繰入金、項1他会計繰入金、195ページの目1一般会計繰入金として1億7,270万8,000円、前年度比1億392万9,000円の減額であります。これまで申上げてきた療養費等の減額や前期高齢者交付金の平準化によって単年度赤字分の繰入金が全額減額となっております。

207ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費として7,614万8,000円、前年度比2,140万4,000円の減額であります。被保険者の減少や1人当たり療養費の減額によるものであります。

209ページをお願いいたします。同じく項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費として1億6,106万5,000円、前年度比1,229万6,000円の増額であります。被保険者は減少しておりますが、1人当たりの高額療養費の増額によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第270号平成26年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。245ページをお願いいたします。

平成26年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,446万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。251ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1後期高齢者医療保険料として1億9,149万8,000円、前年度比856万8,000円の増額であります。被保険者数の増加によるものであります。

款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として7,273万3,000円、前年度比718万1,000円の増額であります。一般会計とも連動いたします。保険基盤安定繰入金の増額によるものであります。

257ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2後期高齢者医療広域連合納付金として2億5,328万9,000円、前年度比1,547万6,000円の増額であります。主に被保険者数の増加に伴う保険料負担割分並びに保険基盤安定化分の増額によるものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、269ページをお願いいたします。議案第271号平成26年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書にてご説明申し上げます。275ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入として1,000円、前年度と同額であります。引き続き福栄団地、翠光団地、美園の合わせて6区画の宅地分譲を行うため、科目存置として計上するものであります。

277ページをお願いいたします。次に、歳出であり

ますが、款1宅地造成費、項1造成総務費、目1造成管理費として7万円、前年度と同額であります。宅地分譲地の状況に応じて環境整備を行うものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、282ページをお願いいたします。議案第272号平成26年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,909万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

285ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あっせんに係る債務保証であります。期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

286ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。下水道整備事業として限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。290ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料として1億8,593万1,000円、前年度比554万6,000円の増額であります。世帯数は減少傾

向にあります。業務用の若干の増加や料金改定により増額となっております。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2億3,261万8,000円、前年度比1,391万2,000円の減額であります。主に公債費の減額によるものであります。

294ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費、297ページの節15工事請負費であります。錦町地区の公共下水道管渠新設工事として1,300万円を計上し、西文京町地区の公共下水道管渠改築工事として2,760万円を計上しております。

300ページをお願いいたします。款2公債費として4億6,338万6,000円、前年度比2,015万5,000円の減額であります。借入額の減少により元金、利子ともに減額となっております。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、314ページをお願いいたします。議案第273号平成26年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ563万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。320ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1使用料及び手数料、項1使用料、目1霊園使用料として136万円、前年度比86万3,000円の減額であります。消費税率引き上げにより墓石等の建設費が増額となるため平成25年度実績が増額となりましたが、新年度はその影響による減少を見込むものであります。

款2繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金として175万円の計上ですが、物故者慰霊碑を改修する費用を一般会計から繰り入れるもので

あります。

322ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費、節15工事請負費であります。物故者慰霊碑改修工事として175万円を計上しております。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、327ページをお願いいたします。議案第274号平成26年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,532万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。333ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として3,630万3,000円、前年度比901万4,000円の減額であります。公債費相当額を計上するものであります。

335ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1公債費として4,532万円、前年度比1,000円の増額であります。過去の公共用地先行取得時の元利償還額であります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、339ページをお願いいたします。議案第275号平成26年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,301万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定によ

る一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。345ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目2 施設介護サービス費収入として1億3,245万7,000円、前年度比49万8,000円の増額であります。要介護度別単価の変動によるものであります。

同じく項2 自己負担金収入として2,748万6,000円、前年度比170万6,000円の減額、同じく項4 特定入所者介護サービス等収入、目1 特定入所者介護サービス費収入として1,679万9,000円、前年度比176万2,000円の増額であります。主に介護サービス費がそれぞれ増減理由となっております。

347ページをお願いいたします。款3 繰入金、項2 基金繰入金、目1 愛真ホーム管理運営基金繰入金として2,827万8,000円、前年度比277万5,000円の増額であります。主に愛真ホーム施設管理費の増額によるものであります。

349ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 総務費、項1 愛真ホーム施設管理費、目1 一般管理費として1億6,523万2,000円、前年度比100万4,000円の増額であります。主に職員給料の一部回復や賃金並びに消費税率引き上げ等によるものであります。

355ページをお願いいたします。款2 サービス事業費、項2 施設介護サービス事業費として4,147万3,000円、前年度比231万6,000円の増額であります。賄い材料費並びにコピー、ファクス複合機の借り上げ料の増額によるものであります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、369ページをお願いいたします。議案第276号平成26年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成26年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ

れ14億3,725万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。375ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1 介護保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者介護保険料として2億2,517万円、前年度比103万9,000円の減額であります。主に被保険者数の減少によるものであります。

款2 国庫支出金、款3 道支出金、款4 支払基金交付金であります。全て保険給付費の減額によるものであります。

377ページをお願いいたします。款5 繰入金、項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金として3,134万2,000円、前年度比116万2,000円の減額であります。保険給付費総額に対する財源不足額の減額によるものであります。

379ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13 委託料であります。第6期では大幅な制度変更が予定されており、制度に精通したコンサルタントを活用するため第6期介護保険事業計画委託料として324万円を計上しております。

385ページをお願いいたします。款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目3 施設介護サービス給付費として6億7,200万円、前年度比1,800万円の減額であります。前年度に市内介護老人福祉施設の増床による給付費の増額を見込んでおりましたが、実績に基づき減額するものであります。

393ページをお願いいたします。同じく項5特定入所者介護サービス費として1億200万円、前年度比1,520万円の増額であります。介護老人福祉施設や介護療養型医療施設、介護老人保健施設等の負担金の増額によるものであります。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第277号平成26年度赤平市水道事業会計予算につきまして、平成26年度赤平市水道事業会計予算書に基づき提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在地方公営企業会計制度の見直しが進められており、会計基準の見直しが平成26年度の予算、決算から適用となることから、新基準による予算書となっております。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成26年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数5,344戸、年間総配水量183万立方メートル、1日平均配水量5,014立方メートルであります。主要な建設改良につきましては、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億6,935万9,000円であります。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は4億973万1,000円であります。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額9,410万5,000円は、減債積立金60万円、過年度分損益勘定留保資金9,350万5,000円で補填するものであります。収入であります。第1款資本的収入は1億1,223万円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は1億9,633万5,000円であります。

第5条、企業債の建設改良の限度額を6,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては

記載のとおりであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として4,679万7,000円であります。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,709万9,000円であります。

第8条、棚卸資産の購入限度額は145万9,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成26年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。収入として、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億8,833万円を計上しております。

項2営業外収益、目2長期前受金戻入として4,638万2,000円ありますが、新たな会計基準による目の新設となり、みなし償却制度が廃止されたことに伴い、償却資産の財源としての補助金等のうち減価償却がまだ行われていない部分に対応する減価償却見合い分を順次収益化するものであります。

4ページをお願いいたします。支出として、款1水道事業費用、項1営業費用として3億3,787万5,000円を計上しております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。資本的収入として、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として6,000万円を計上しております。

6ページをお願いいたします。支出として、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費として7,518万8,000円を計上しております。

同じく目3固定資産購入費として1,113万4,000円ありますが、料金システム等を購入するためであります。

7ページをお願いいたします。平成26年度予定キャッシュフロー計算書であります。新基準により従来の資金計画書にかわるものであります。

8ページから11ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

12ページをお願いいたします。平成26年度予定貸借対照表であります。新基準により資産の部、1、固定資産においてみなし償却制度が廃止されたことに伴い減価償却の考え方が改められました。

13ページをお願いいたします。負債の部、3、固定負債、(1)、引当金において退職給付引当金の計上が義務化されております。(3)、企業債の建設改良に伴う企業債であります。これまで資本の部、借り入れ資本金に計上されておりましたが、負債の部に移行しております。14ページをお願いいたします。6、繰り延べ収益であります。償却資産の取得に伴う補助金等を(1)、長期前受け金として計上するものであります。8、剰余金、(2)、利益剰余金として1億3,005万4,000円を見込むものであります。

15ページから17ページの平成25年度予定損益計算書及び平成25年度予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

18ページから20ページの注記表につきましては、新基準によるもので、重要な会計方針に係る事項に関する注記等を記載しております。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第278号平成26年度赤平市病院事業会計予算につきまして、平成26年度赤平市病院事業会計予算書に基づき提案の趣旨をご説明申し上げます。

なお、水道事業会計同様に平成26年度予算より今般の地方公営企業会計制度の見直し後の新基準による予算書となりますので、よろしくをお願いいたします。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成26年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を4万1,610人、1日平均114人、外来患者延べ数を8万1,852人、1日平均334人を見込んでおります。主要な建設改良事業については、病棟建替事業として23

億297万8,000円、医療機器整備事業として3億4,912万7,000円といたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては、第1款病院事業収益として23億5,111万5,000円とし、支出につきましては第1款病院事業費用として36億3,113万9,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5,371万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億5,371万1,000円で補填するものであります。

次に、2ページをお願いいたします。収入につきましては、第1款資本的収入として27億9,174万円、支出につきましては第1款資本的支出として30億4,545万1,000円といたします。

第5条、企業債の限度額は、病棟建替事業として21億2,090万円、医療機器整備事業として2億8,670万円、医療施設整備事業として720万円、医師及び患者送迎用車両購入事業として320万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額は、30億円と定めます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として12億5,509万7,000円、交際費として40万円といたします。

第8条、他会計からの補助金につきましては、研修医の件費を含む医師確保対策に要する経費など1億1,153万6,000円といたします。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、2億5,544万8,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成26年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の款1病院事業収益、項1医業収益として18億3,949万1,000円ですが、患者数等前年度と同数を見込むものであり、入院、外来収益についても同額を計上し、その他医業収益

においては微増を見込むものであります。

同じく項2 医業外収益として3億1,140万6,000円ですが、会計制度の見直しによりみなし償却制度が廃止されたことに伴い、固定資産取得に係る財源の補助金等のうち減価償却がまだ行われていない部分に対応する減価償却見合い分を順次収益化するものとして、長期前受金戻入894万4,000円を新たに計上するものであります。

5ページをお願いいたします。収益的支出につきましては、款1 病院事業費用、項1 医業費用として20億3,949万3,000円ですが、主に目1 給与費において平成25年度は3年に1度の退職手当事前納付金精算金を計上したことなどの要因により前年度比1億762万7,000円の減額を見込むものであります。

7ページをお願いいたします。項3 特別損失、目3 その他特別損失であります。会計制度の見直しに伴い義務化されました退職給付引当金繰入額として15億1,214万6,000円を計上するものであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。資本的収入の款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債として24億1,800万円ですが、主に病棟建替事業及び医療機器整備事業を初めとする起債の借入れについて計上するものであり、同じく項5 補助金につきましても病棟建てかえ工事及び工事管理費、さらには地中熱設備工事に係る補助金として社会資本整備総合交付金等1億7,583万2,000円を計上するものであります。

9ページをお願いいたします。資本的支出につきましては、款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 病棟建替事業費として23億297万8,000円ですが、主に債務負担行為による病棟建てかえ工事を初めとする工事請負費並びに工事管理等の委託料及び事務費のほか関連する費用を計上するものであります。

同じく目2 固定資産購入費として3億5,962万4,000円ですが、主に医事システムの更新とあわせまして現在検討を進めております電子カルテや

オーダーリングシステム等の構築費用を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。平成26年度予定キャッシュフロー計算書であります。会計制度の見直しにより従来の資金計画にかわるものとして記載するものであります。

11ページから18ページは、給与費明細書並びに債務負担行為に関する調書であります。説明を省略させていただきます。

19ページ、20ページをお願いいたします。平成26年度予定貸借対照表であります。会計制度の見直しに係る主な改正内容として、これまで資本の部、借り入れ資本金に計上しておりました企業債を負債として計上するほか、負債の部、3、固定負債の(2)、退職給付引当金の計上が義務化されており、同じく4、流動負債の(4)、企業債においては翌年度償還の企業債についても新たに計上されるものであります。また、5、繰り延べ資産につきましても固定資産の取得に伴う補助金等を長期前受け金として計上するものであります。

21ページから24ページまでの平成25年度予定損益計算書及び平成25年度予定貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

25ページの注記表につきましても会計制度の見直しにより、重要な会計方針に係る事項に関する注記等を記載するものであります。

以上、議案第268号から第278号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（若山武信君） 日程第41 報告第39号専決処分の報告について、日程第42 報告第40号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第39号及び第40号につきましても、一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ別添の専決処分書でご説明申し上げます。

最初に、報告第39号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては相手方が市営住宅の家賃等47万8,900円を滞納しておりましたことから、平成25年12月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後毎月2カ月分ずつ分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したもので、これを受け、この間に支払いのありました7万3,200円を減額し、家賃等の残高を40万5,700円と改めました上で平成26年1月の24日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成26年2月から毎月末日に限り3万5,000円ずつ指定の口座に振り込んで支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成26年1月24日に専決処分したものでございます。

次に、報告第40号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては相手方が市営住宅の家賃19万2,800円を滞納しておりましたことから、平成25年11月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方から毎月3カ月分、10万6,200円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでございまして、平成26年1月24日に口頭弁論に出頭いたしましたところ相手方が出頭せず、事実を争わなかったことから、民事訴訟法第275条の2に基づきまして滝川簡易裁判所より平成26年2月末日に限り10万円を、平成26年3月末日に限り訴訟費用6,030円を含む9万8,830円を持参、または指定した口座に振り込む方法で支払うことを内容といたしました和解にかわる決定を平成26年2月4日に受けたものでございます。この決定に対し相手方より

適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することになります。平成26年2月4日に専決処分したものでございます。

以上、報告第39号及び報告第40号につきまして一括してご説明申し上げます。よろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

○議長（若山武信君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第39号、第40号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） 日程第43 報告第41号平成25年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第41号については、報告済みといたします。

---

○議長（若山武信君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす7日から12日までの6日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（若山武信君） ご異議なしと認めます。

よって、あす7日から12日までの6日間休会することに決しました。

---

○議長（若山武信君） 以上をもって、本日の日程  
は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時00分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)